

# **中央区障害者計画・ 第7期中央区障害福祉計画・ 第3期中央区障害児福祉計画**

**～ だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～**

## **中間のまとめ（案）**

**令和6（2024）年3月**

**中央区**

## 障害の表記について

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「しょうがい」「チャレンジド」などさまざまな見解があることを踏まえ、国においては「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の中で、法令などの表記では、当面、現状の「障害」を用いることが示され、引き続き国民世論などの動向を踏まえて検討を行うこととされています。

本区においては、「基本構想」、「基本計画」などの行政計画では、「障害者基本法」などの表記に従い「障害」を用いています。

このため、本計画においても「障害」と表記しており、障害者基本法第2条で定義された「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」のうち18歳以上を「障害者」、18歳未満を「障害児」としています。

# 目 次

<b>第1部 計画の概要</b>	<b>1</b>
<b>第1章 中間見直しにあたって</b>	<b>3</b>
1 計画策定の背景・目的	3
2 法制度等の動向	5
3 計画の位置付け	8
4 計画期間	9
5 計画の策定体制	10
<b>第2章 障害福祉に関わる中央区の現状</b>	<b>12</b>
1 人口の推移と推計	12
2 障害者（児）等の現状	13
3 障害児を取り巻く現状	21
4 区内の相談の状況	24
5 中央区の障害福祉関連施設の分布	27
6 中央区障害者（児）実態調査の概要	29
<b>第3章 中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の取組状況</b>	<b>45</b>
1 施策の方向性の取組状況	45
2 成果目標の取組状況	46
<b>第4章 中間見直しにあたっての課題</b>	<b>56</b>
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	56
2 個性豊かに輝ける環境づくり	60
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	62
<b>第2部 施策の方向性（中央区障害者計画）</b>	<b>65</b>
<b>第1章 計画の基本理念と施策体系</b>	<b>67</b>
1 計画の基本的考え方	67
2 施策体系	68
<b>第2章 施策の方向性</b>	<b>70</b>
施策の方向性 1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	70
施策 1 相談支援体制の充実	71
施策 2 生活を支えるサービス等の充実	72
施策 3 育ちを支えるサービス等の充実	75
施策 4 安心して住み続けるための支援の充実	77
施策 5 サービスの質の確保・向上	79

施策の方向性2 個性豊かに輝ける環境づくり	80
施策6 就労支援の充実	81
施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	83
施策8 育ちのサポートシステムの推進	84
施策の方向性3 だれもが共に暮らせるまちづくり	87
施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	88
施策10 心のバリアフリーの推進	91
施策11 安全・安心なまちづくりの推進	93
<b>第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保 (第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画) ..... 95</b>	
<b>第1章 成果目標</b>	<b>97</b>
1 第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標	97
<b>第2章 活動指標</b>	<b>105</b>
1 活動指標の設定	105
<b>第3章 サービス見込量および確保の方策</b>	<b>111</b>
1 サービス見込量の基本的考え方	111
2 サービスの全体像	112
3 障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧	113
4 障害福祉サービスの実績と見込量の設定	114
5 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	126
6 地域生活支援事業の一覧	129
7 地域生活支援事業の実績と見込量の設定	130
<b>第4部 計画の円滑な推進</b>	<b>143</b>
1 地域や関係機関との連携強化	145
2 計画の進行管理	146
<b>付録 資料編</b>	<b>147</b>
1 中央区自立支援協議会	149
2 用語集	153

**第1部**

**計画の概要**



# 第1章 中間見直しにあたって

## 1 計画策定の背景・目的

### ◆障害者施策、障害児福祉施策の考え方

我が国の障害者施策、障害児福祉施策については、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法など障害者（児）の福祉に関する法律のもと、障害者（児）が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策が展開されています。

### ◆社会情勢

今日、障害者の高齢化や障害の重度化、日常的な医療的ケアを必要とする人の増加など、障害者・児等の支援ニーズは多様化・複雑化しています。その中で、令和2（2020）年に世界各地で拡大した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済活動に影響を与え、障害者を含む弱い立場に置かれた人々は、必要とする支援を十分に受けられないなど大きな影響を受けました。

一方で、感染症の拡大により令和3（2021）年に開催となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーをはじめ、共生社会の実現に向けた各種取組や機運は大きな高まりを見せました。

近年、国際連合において採択され、様々な場面で普及・取組が進められているSDGs（持続可能な開発目標）は、理念として「誰一人取り残さない」を掲げており、共生社会の考え方と通底するものとなっています。

### ◆国や東京都の動向

この間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正および基本方針の改定、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行など、共生社会の実現に向けた動きが一層進んでいます。

また、令和4（2022）年8月には、国際連合の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締約国として障害者の権利に関する委員会による審査を受け、同委員会に

による総括所見を踏まえながら、令和5（2023）年3月に障害者基本計画（第5次）が閣議決定されました。

東京都においては、令和4（2022）年9月に「東京都手話言語条例」が施行され、令和7（2025）年には、ろう者による国際スポーツ大会「デフリンピック」が、日本初開催として東京で開催を予定しています。

## ◆中央区の取組

本区では、令和3（2021）年3月に障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的にした「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的、計画的に展開してまいりました。

令和5（2023）年3月に、社会情勢の変化や本区の「基本構想」を実現する長期総合計画として、区政運営の指針であるとともに、各個別分野計画の基本となるものとして、「中央区基本計画 2023」が策定されました。

また同令和5（2023）年には、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援からなる3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を盛り込んだ「中央区保健医療福祉計画 2020」の中間見直しが行われました。

さらに、国や東京都の障害者の情報取得や利用、意思疎通の取組を踏まえて、令和5（2023）年4月1日に「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」を施行しました。

## ◆計画策定について

このような社会情勢の変化や動向を踏まえ、中央区障害者計画の中の障害者施策の取組について必要な見直しを図るとともに、中央区障害福祉計画・中央区障害児福祉計画については、法令に基づく計画期間の終了に伴い、令和8（2026）年度までに達成すべき目標と障害福祉サービス等の見込量および確保の方策などを明らかにした「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」を策定しました。

## 2 法制度等の動向

### (1) 法令・制度改正

障害福祉施策での法令・制度改正の動きは以下のとおりです。

#### ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和3(2021)年6月公布、令和6(2024)年4月施行)

本改正では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対して合理的な配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が定められています。

#### ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3(2021)年6月公布・同9月施行)

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

本法では、支援措置として国、地方公共団体による保育所・学校等に対する支援や日常生活における支援などの措置、保育所や学校の設置者等による看護師等または喀痰（かくたん）吸引※等ができる保育士の配置の措置、また都道府県レベルでできる「医療的ケア児支援センター」について規定されています。

※喀痰吸引は、のど（咽頭）や気管から排出される分泌物や誤嚥したものを含んだ粘液等の狭義の「たん（痰）」の吸引だけでなく、つば（唾液）やはなみず（鼻汁）のほか、胃から逆流してきた胃液等を含む、すべての分泌物を総称した広い意味でのたんを吸引する行為。

#### ③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法） (令和4(2022)年5月公布・施行)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要として、障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

また、国・地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有するとしています。

#### ④ 児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和4（2022）年6月公布・令和6年4月施行)

子育てに困難を抱える世帯が従来よりも顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的としています。

本改正では、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことと明確化するとともに、障害種別にかかわらず支援できるよう、従来は福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型の一元化等を行うとしています。

#### ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（障害者総合支援法等一部改正）

(令和4（2022）年12月公布・令和6年4月施行)

本改正の趣旨では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、6つの点について措置を講じるとしています。

特に今回の改正では、グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援や基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務の設定、就労アセスメントの手法を活用した新たな就労支援のサービスとして就労選択支援の創設などがあります。

##### 改正概要(抜粋)

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベース(DB)に関する規定の整備

## （2）施策・取組等

障害福祉施策に関する国や東京都の主な施策・取組等は以下のとおりです。

#### ① 障害者基本計画（第5次）

(令和5（2023）年3月閣議決定)

障害者基本法の第11条に基づき策定される政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画（第4次）の計画期間満了に伴い、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。

計画は3部構成となっており、障害者権利条約との整合性を高めるため、「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」で掲げる11の障害者施策分野と条約の各条項の対応関係を明示し、条項の順序に概ね沿った構成としています。

### 各分野における障害者施策の基本的な方向

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備            | 8. 教育の振興               |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援      |
| 4. 防災、防犯等の推進                | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興    |
| 5. 行政等における配慮の充実             | 11. 国際社会での協力・連携の推進     |
| 6. 保健・医療の推進                 |                        |

### ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定

(令和5（2023）年3月閣議決定)

本基本方針は、障害者差別解消法の第6条に基づいて策定される、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもので、平成27（2015）年に閣議決定されたものの改定となります。

本改定では、不当な差別的取扱いにおいて、車椅子、介助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする差別的な取扱いに該当することが明確化されました。

### ③ 東京都手話言語条例

(令和4（2022）年9月施行)

東京都は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的として、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4（2022）年9月1日に施行されました。

#### 主な内容

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ○東京都の責務、都民、事業者の役割の規定 | ○都民、事業者が手話を学習する機会の確保 |
| ○相談支援体制の整備           | ○手話通訳者の派遣、確保・養成      |
| ○学校における支援            | ○医療等サービスにおける環境整備     |
| ○災害時における措置           |                      |

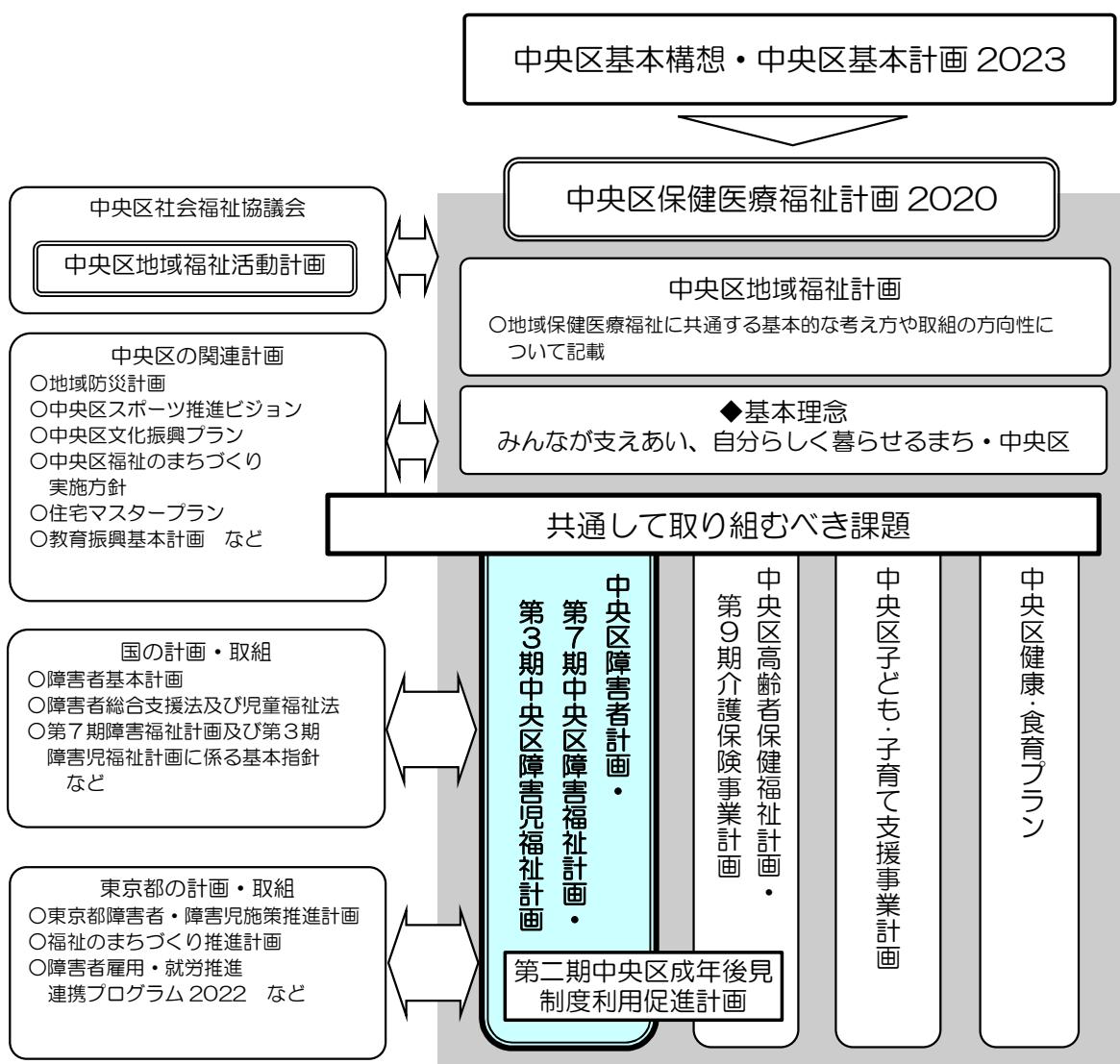
### 3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく「市町村計画」を包含します。

また、「中央区基本構想」、「中央区基本計画2023」をはじめ、社会福祉法第107条の規定に基づく本区の地域福祉計画である「中央区保健医療福祉計画2020」と関連する分野別計画と整合性のある計画とします。

なお、成年後見制度については、本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含される「中央区成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を推進します。

#### ■ 計画の位置付け ■



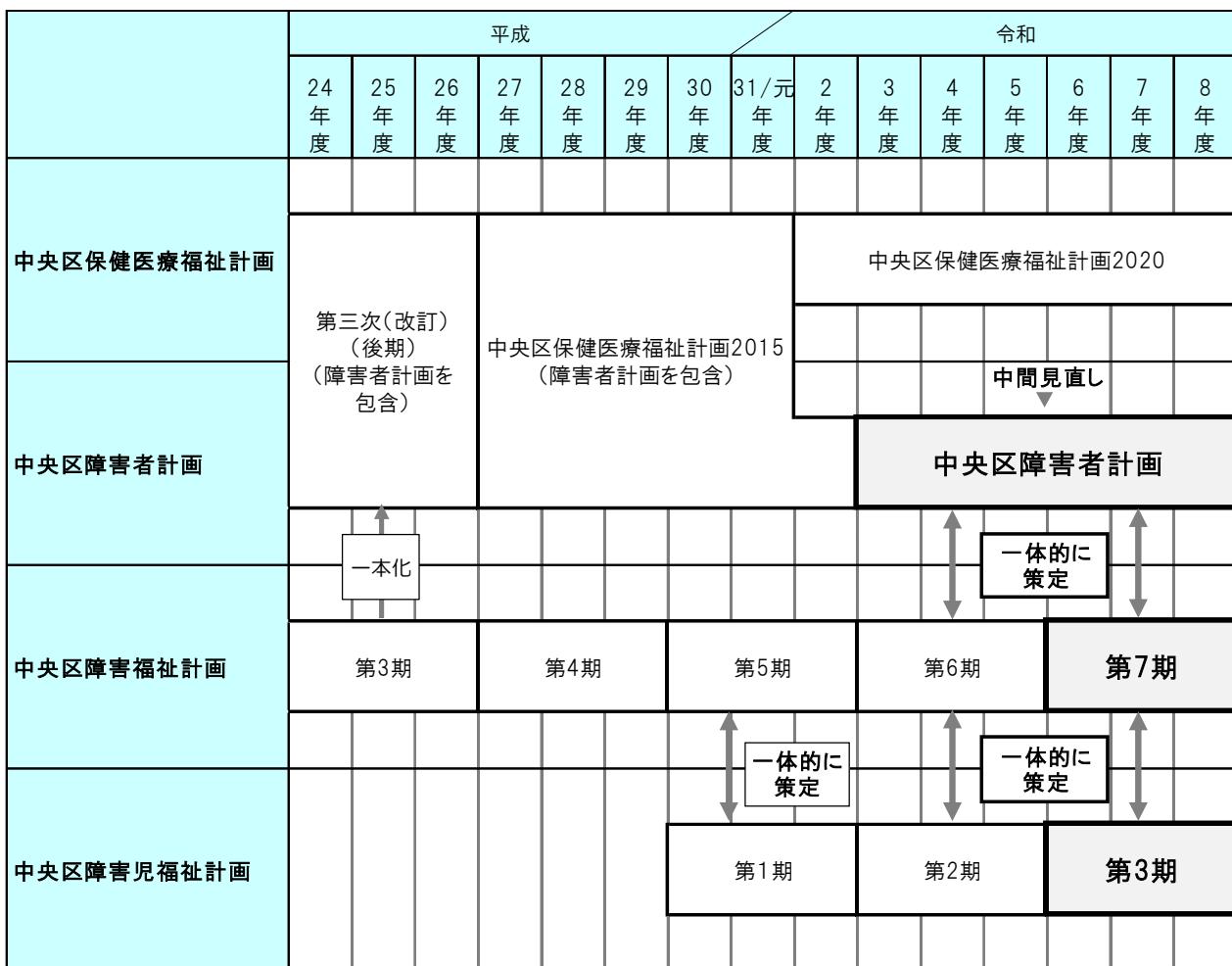
## 4

## 計画期間

中央区障害者計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間です。今回、社会情勢の変化、法制度の改正や国・東京都の動向等を踏まえ、計画の中間年である令和5（2023）年度に、計画の中間見直しを実施しました。

また、第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の計画期間は、法律に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

## ■ 計画期間 ■

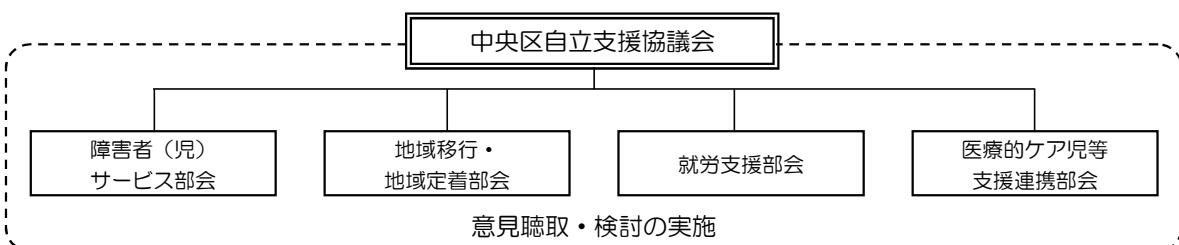


## 5 計画の策定体制

### (1) 中央区自立支援協議会

本区では、地域の障害者等への支援体制を充実・強化していくため、「障害者総合支援法」に基づき、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する「中央区自立支援協議会」を設置し、さらに、区民が参画する4つの専門部会を設置しています。本計画の策定にあたっては、中央区自立支援協議会および各部会に意見聴取を行ながら検討を進めました。

#### ■ 策定体制 ■



#### ■ 意見聴取 ■

##### ◆中央区自立支援協議会

日程	内容
① 令和5(2023)年5月12日	障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年8月22日	(1)中央区障害者計画主な取組の実施状況等について (2)中央区障害者計画の施策の方向性(案)について
③ 令和5(2023)年11月7日	
④	

##### ◆障害者（児）サービス部会

日程	内容
① 令和5(2023)年6月28日	障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年10月26日	中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
③	

### ◆地域移行・地域定着部会

日程	内容
① 令和5(2023)年7月 14 日	障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年 10月 27 日	中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
③	

### ◆就労支援部会

日程	内容
① 令和5(2023)年6月 20 日	障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年 10月 10 日	中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
③ 令和6(2024)年1月 23 日	

### ◆医療的ケア児等支援連携部会

日程	内容
① 令和5(2023)年7月 28 日	障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年 12月5日	
③	

## (2) パブリックコメント

令和5（2023）年12月12日から令和6（2024）年1月5日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

中間のまとめを中央区役所、日本橋特別出張所、月島特別出張所および福祉センター内に閲覧場所を設けるとともに、ホームページに掲載し、意見の募集を行いました。

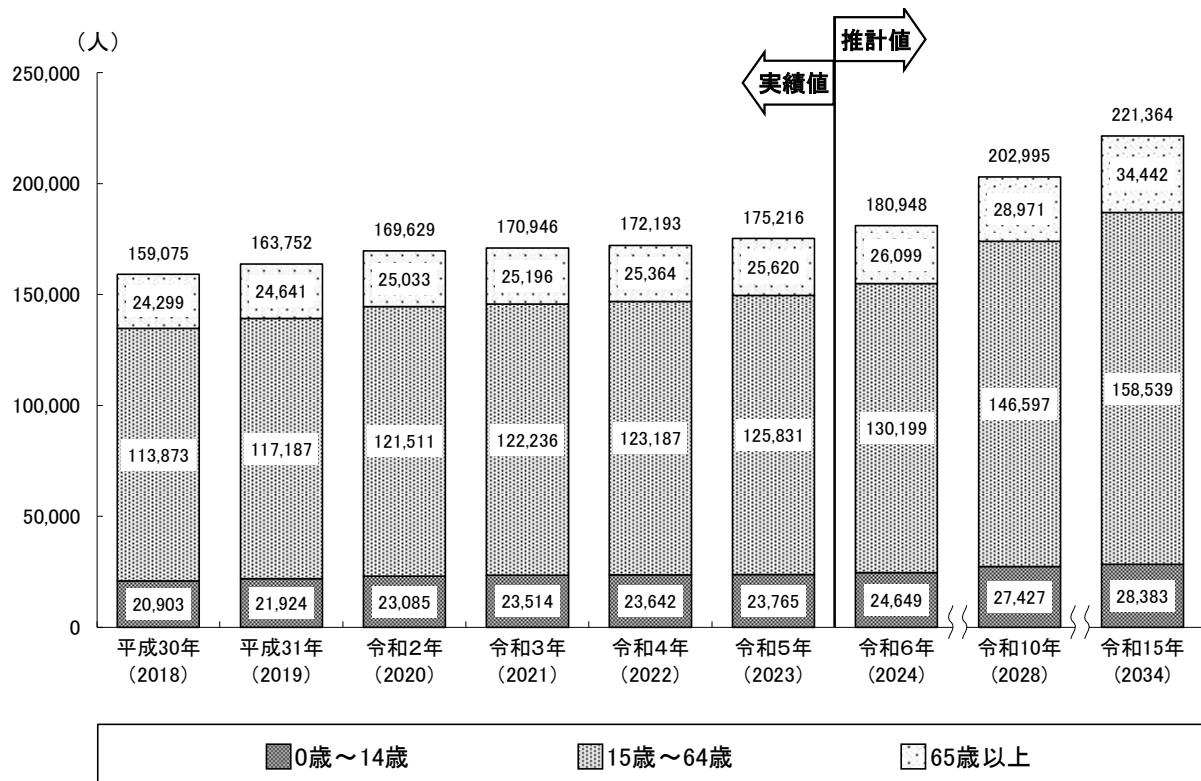
## 第2章 障害福祉に関する中央区の現状

### 1 人口の推移と推計

#### (1) 人口の推移

本区の総人口は、新型コロナウイルス感染症が拡大した過去3年間においても増加が続いている。令和5(2023)年4月1日現在 175,216人となっています。平成30(2018)年時点と比較すると16,141人増の1.10倍となっています。また、将来人口推計では、総人口は今後も増加し、令和10(2028)年までに20万人を超えることが見込まれています。

■ 人口の推移と将来人口推計 ■



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

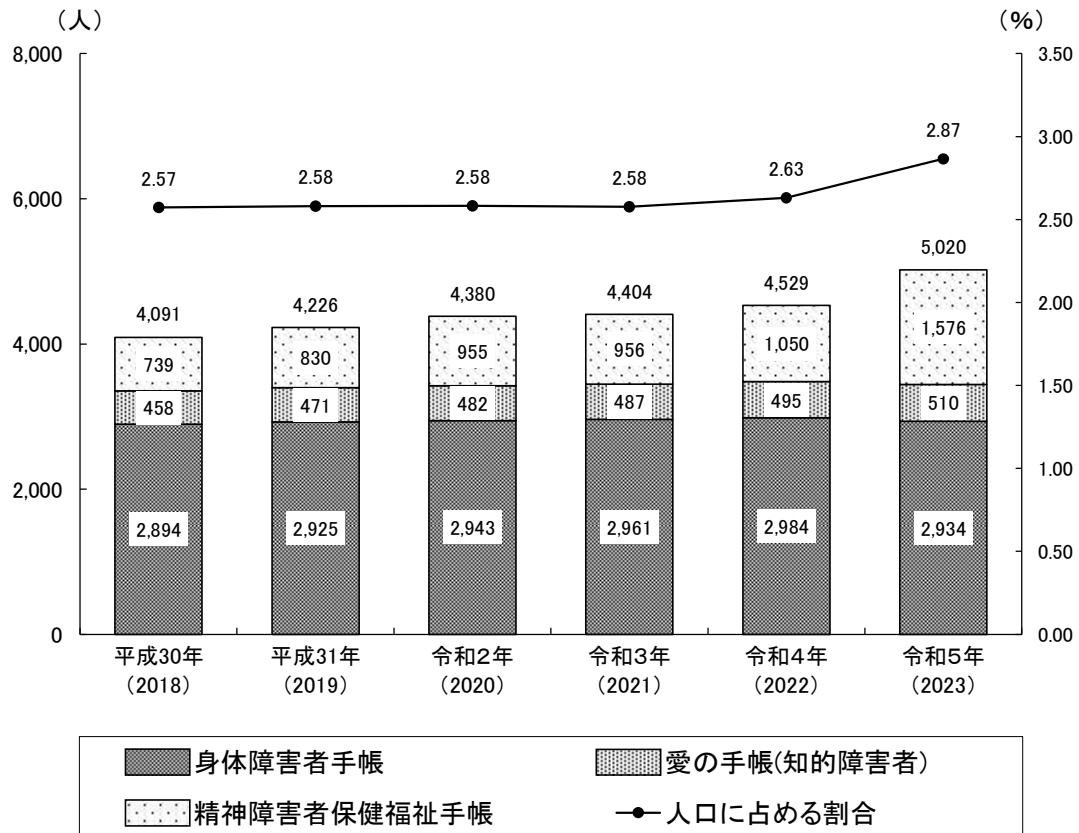
令和6年以降は区の推計値（令和5(2023)年1月1日の住民基本台帳人口を基準とし推計）

## 2 障害者（児）等の現状

### (1) 障害者手帳交付者の状況

本区の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在は5,020人で、平成30年時点と比較すると929人増の1.23倍となっています。

■ 障害者手帳交付者数の推移 ■

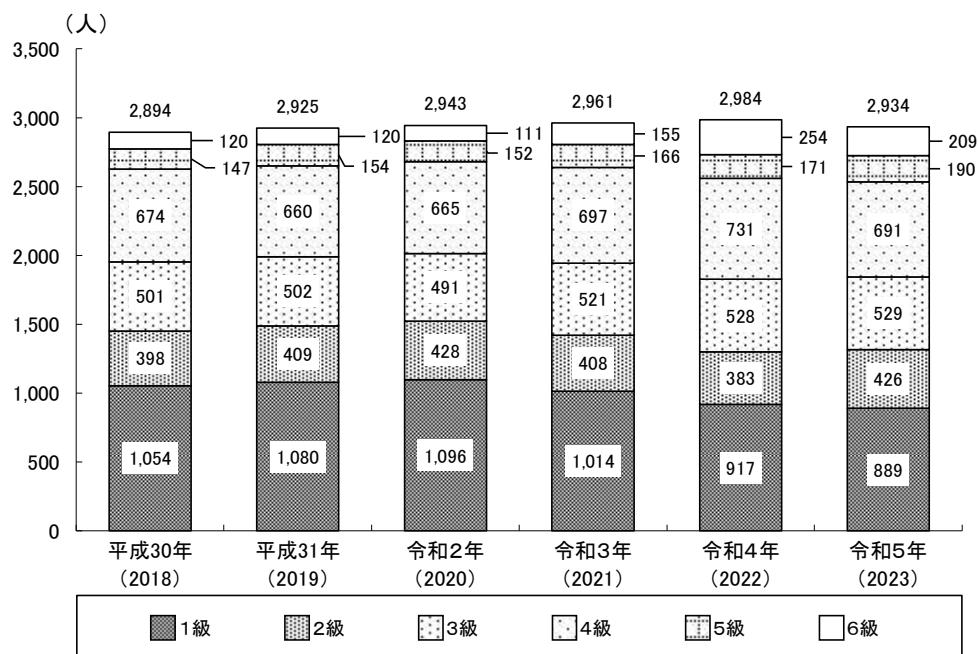


※各年4月1日現在  
出典：中央区

## (2) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者数は令和4（2022）年度までは増加傾向でしたが令和5（2023）年度には減少し、令和5（2023）年は2,934人となっています。障害の程度別にみると、各年ともに1級が最も多く、令和5（2023）年は889人となっています。

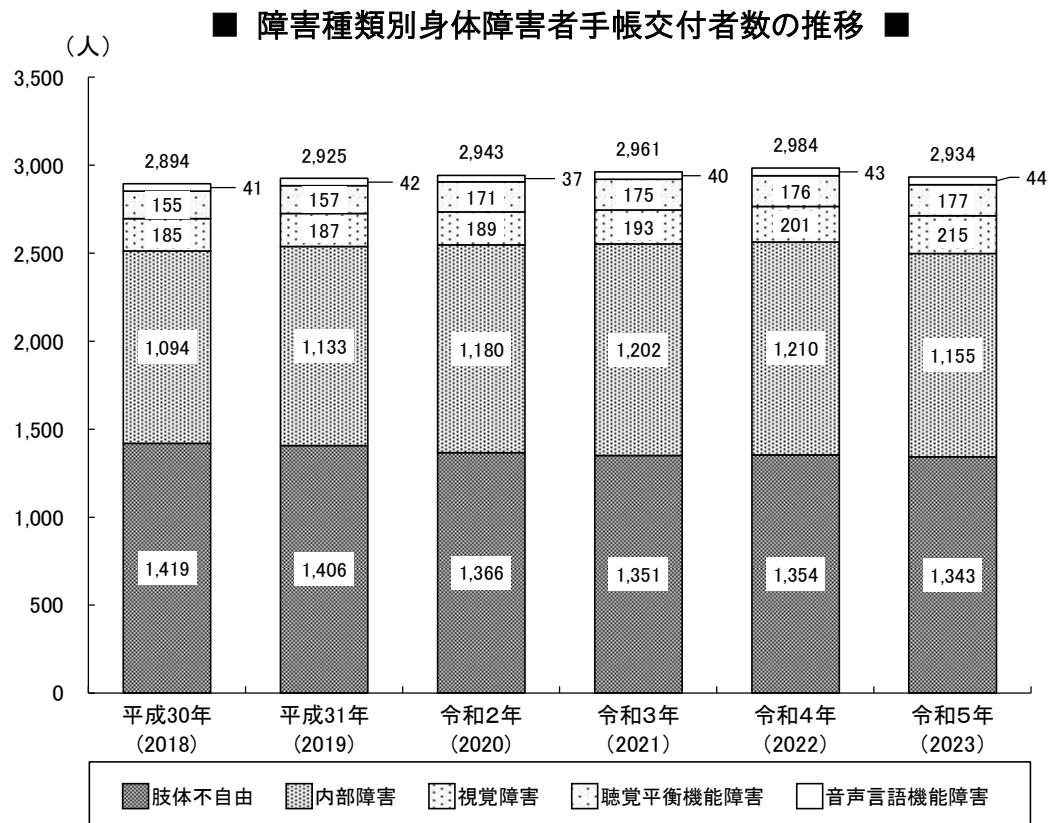
■ 等級別身体障害者手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在

令和5（2023）年の障害の種類の内訳は、「肢体不自由」が1,343人、「内部障害」が1,155人、「視覚障害」が215人、「聴覚平衡機能障害」が177人、「音声言語機能障害」が44人となっています。「肢体不自由」、「内部障害」を合わせると全体の85.1%となります。

また、令和5（2023）年の年齢の内訳をみると、「18歳以上」が96.9%を占めています。一方で「18歳未満」の割合は、わずかではありますが、年々、交付者数は増加しています。



※各年4月1日現在

### ■ 年齢別身体障害者手帳交付者数の推移 ■

	平成30年 (2018)		平成31年 (2019)		令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)		令和5年 (2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	75人	2.6%	76人	2.6%	77人	2.6%	80人	2.7%	83人	2.8%	91人	3.1%
18歳以上	2,819人	97.4%	2,849人	97.4%	2,866人	97.4%	2,881人	97.3%	2,901人	97.2%	2,843人	96.9%
合計	2,894人	100.0%	2,925人	100.0%	2,943人	100.0%	2,961人	100.0%	2,984人	100.0%	2,934人	100.0%

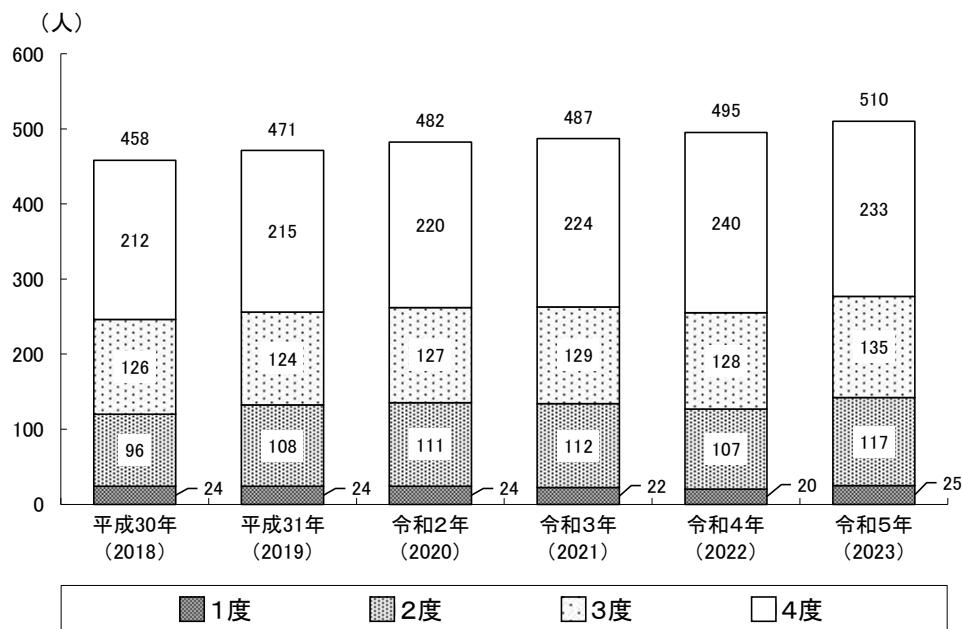
※各年4月1日現在

### (3) 愛の手帳（知的障害者）交付者の状況

愛の手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は510人となっています。障害の程度別にみると、令和5（2023）年は中・軽度である3・4度が、全体の72.2%を占めています。

また、年齢別に交付者数の内訳をみると、「18歳未満」が31.2%、「18歳以上」が68.8%で推移しており、令和4（2022）年は18歳未満、令和5（2023）年は18歳以上が増加しています。

■ 程度別愛の手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在

■ 年齢別愛の手帳交付者数の推移 ■

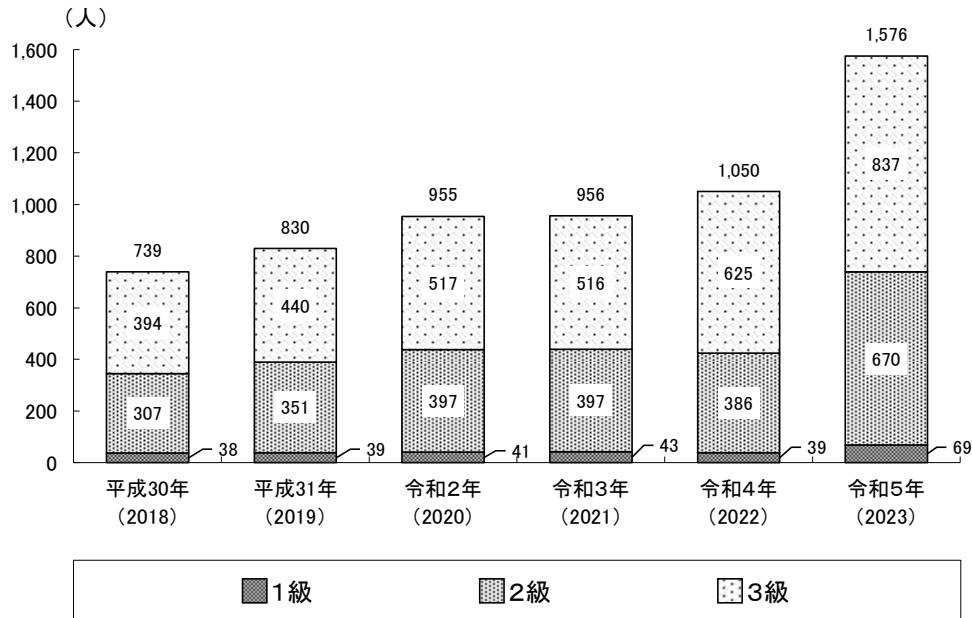
	平成30年 (2018)		平成31年 (2019)		令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)		令和5年 (2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	128人	27.9%	148人	31.4%	159人	33.0%	161人	33.1%	171人	34.5%	159人	31.2%
18歳以上	330人	72.1%	323人	68.6%	323人	67.0%	326人	66.9%	324人	65.5%	351人	68.8%
合計	458人	100.0%	471人	100.0%	482人	100.0%	487人	100.0%	495人	100.0%	510人	100.0%

※各年4月1日現在

## (4) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加しており、令和5(2023)年は1,576人で、平成30(2018)年と比較すると837人増の2.13倍となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■

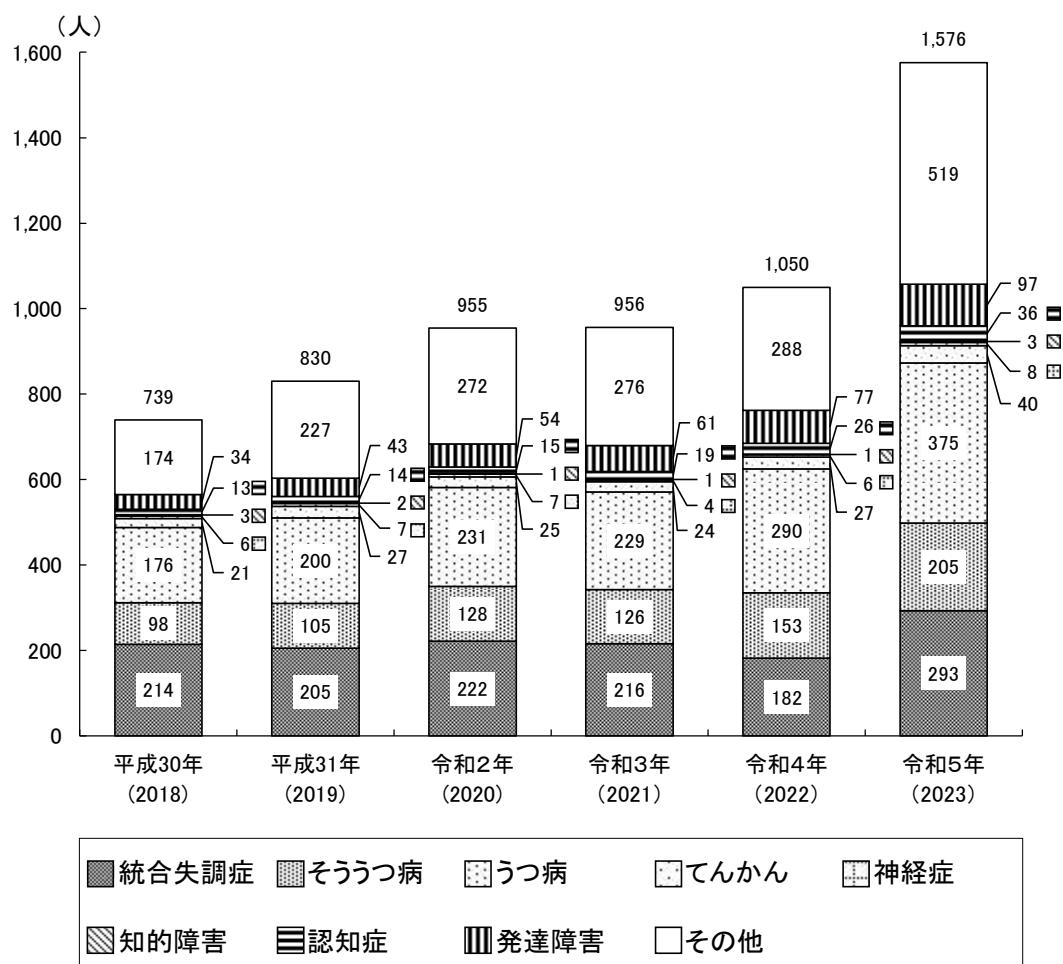


※各年4月1日現在

障害の疾患別にみると、令和5（2023）年は多動性障害・高次脳機能障害・アルコール依存症などの「その他」が519人で最も多く、次いで「うつ病」が375人、「統合失調症」が293人と続いています。

令和5（2023）年の年齢別の内訳をみると、「18歳以上」が1,544人で、全体の98%を占めています。

### ■ 疾患別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在

### ■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■

	平成30年(2018)		平成31年(2019)		令和2年(2020)		令和3年(2021)		令和4年(2022)		令和5年(2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	12人	1.6%	12人	1.4%	11人	1.2%	14人	1.5%	24人	2.3%	32人	2.0%
18歳以上	727人	98.4%	818人	98.6%	944人	98.8%	942人	98.5%	1,026人	97.7%	1,544人	98.0%
合計	739人	100.0%	830人	100.0%	955人	100.0%	956人	100.0%	1,050人	100.0%	1,576人	100.0%

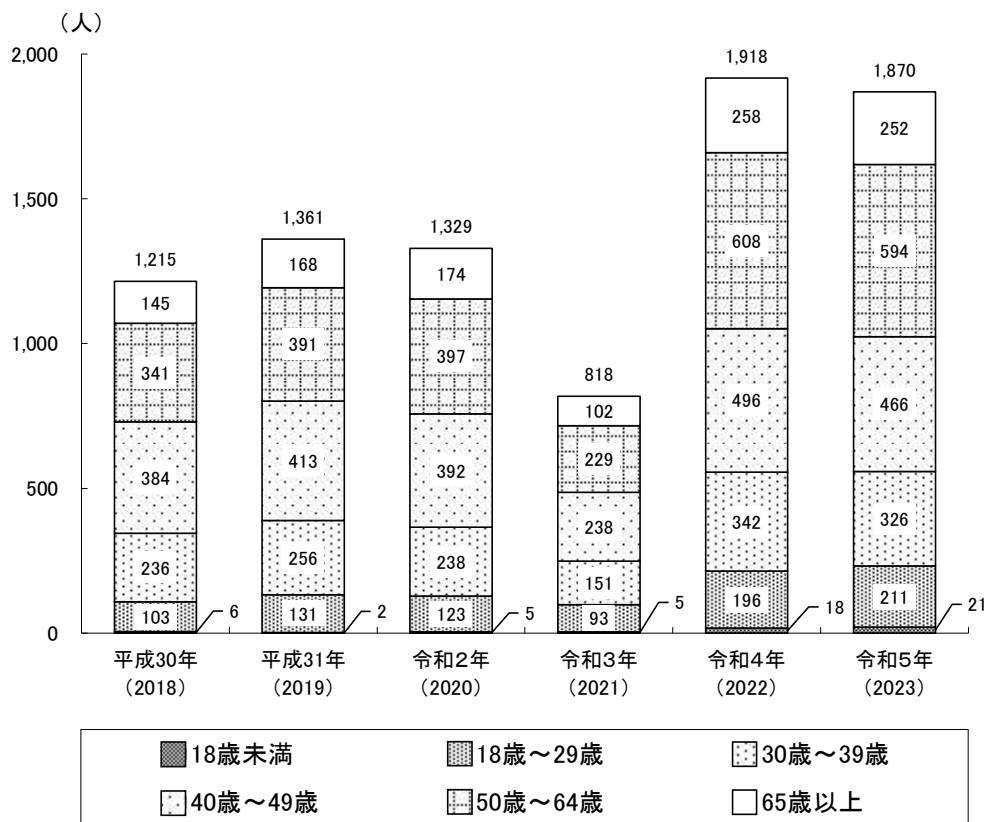
※各年4月1日現在

## (5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、令和5（2023）年は1,870人となっています。

年代別にみると、令和5（2023）年は「50歳～64歳」が最も多く594人、次いで「40歳～49歳」が466人となっています。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3（2021）年の受給者数が一時的に減少し、令和4（2022）年、令和5（2023）年の受給者数が増加しています。

■ 年齢別自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 ■



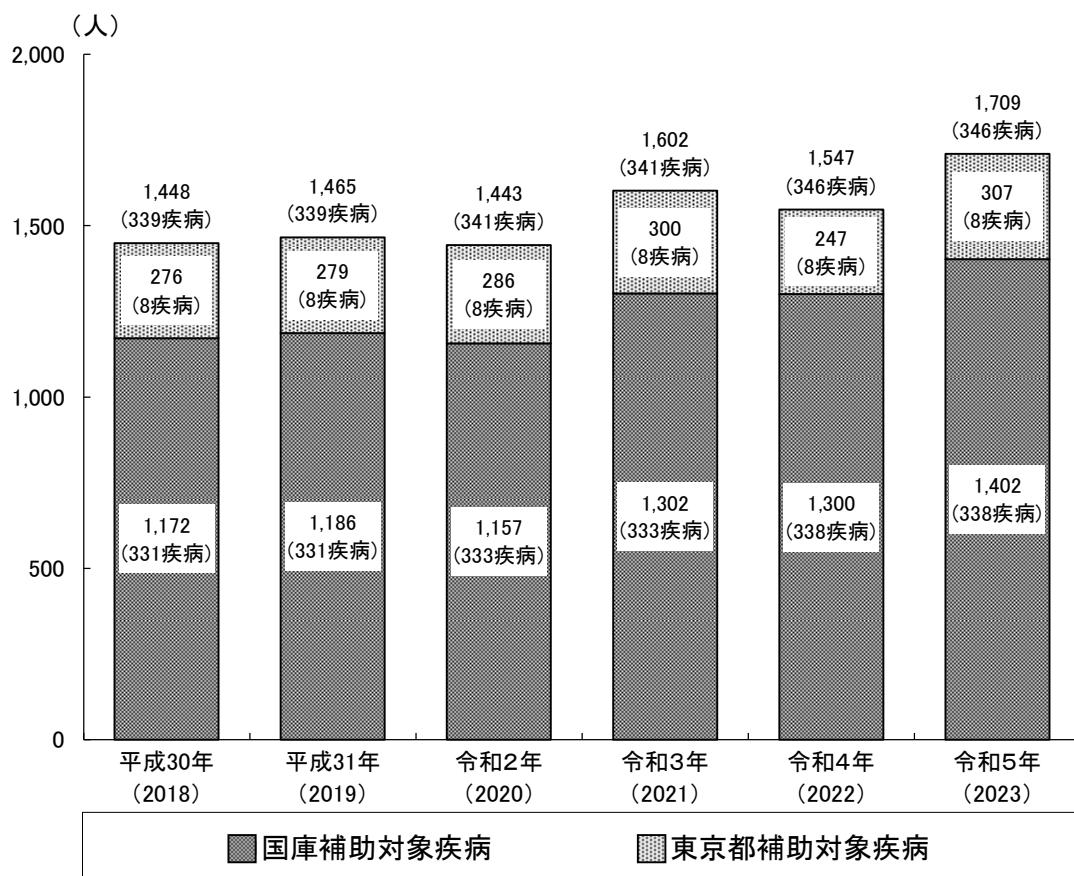
※各年4月1日現在

## (6) 難病患者の状況

平成30（2018）年以降の東京都の難病患者医療費助成を受けている難病患者の推移を見ると、国庫補助対象疾病、東京都補助対象疾病ともに増加傾向にあり、令和5（2023）は合計1,709人となっています。

令和5（2023）年4月1日時点の対象疾病は346疾患となっています。

■ 難病患者医療費助成受給者数の推移 ■



※各年4月1日現在

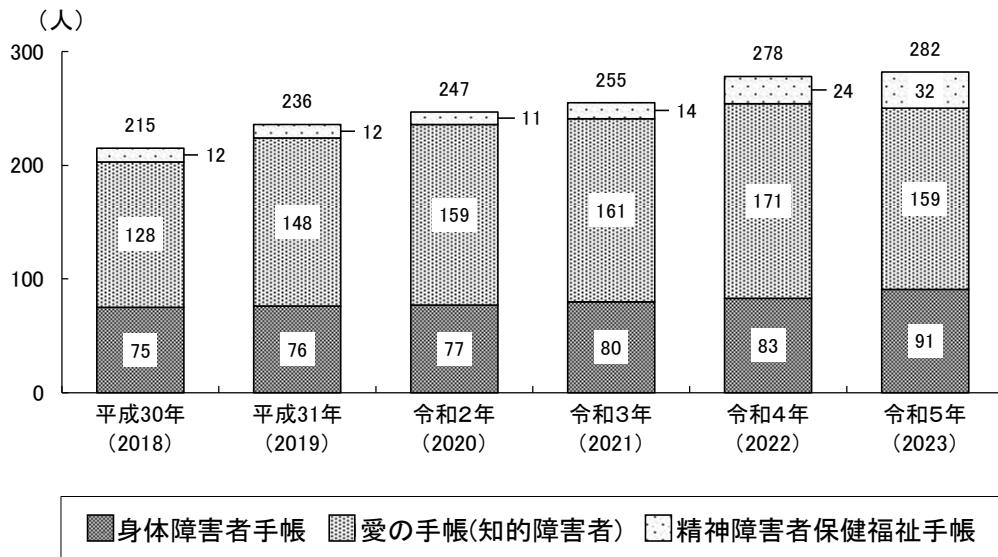
### 3 障害児を取り巻く現状

#### (1) 18歳未満の障害者手帳交付者および通所受給者証の状況

本区の18歳未満の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在は282人で、平成30年時点と比較すると67人増の1.31倍となっています。

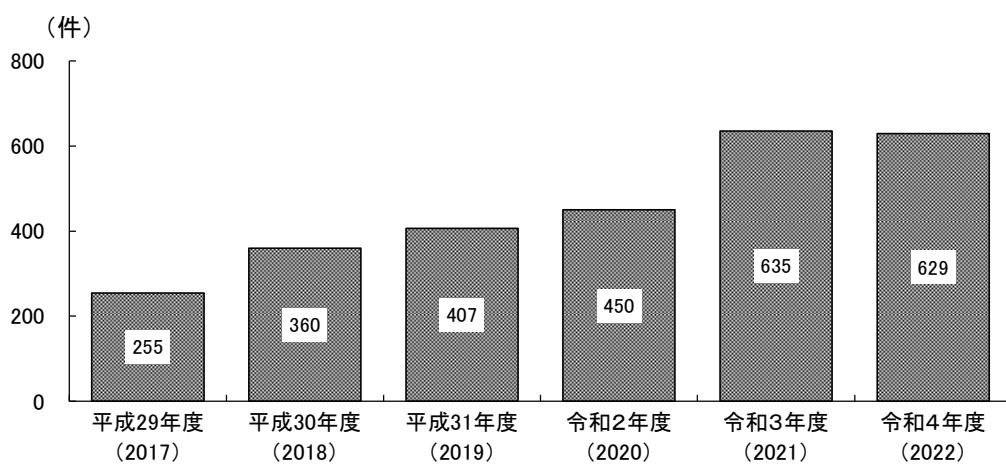
また、障害児通所支援等を利用する際に発行する通所受給者証の発行数は、令和4（2022）年度は629件となっており、374件増の2.47倍となっています。

■ 18歳未満の障害者手帳交付者数の推移 ■



※各年4月1日現在  
出典：中央区

■ 通所受給者証の発行数の推移 ■



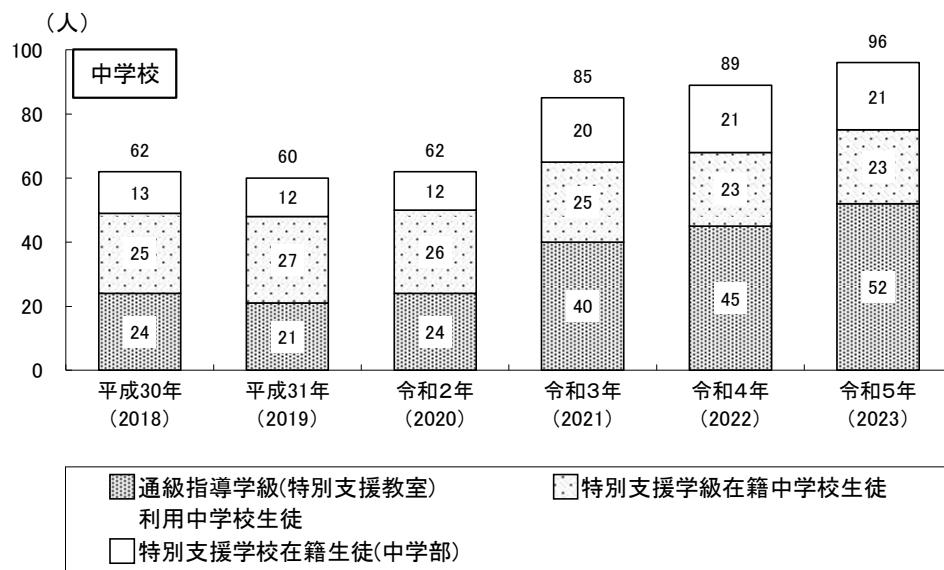
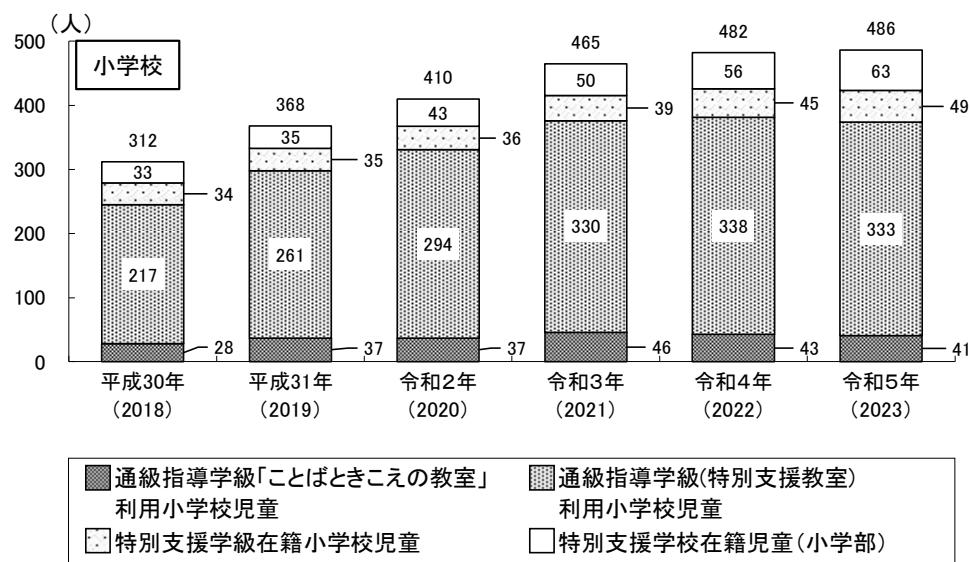
※各年4月1日現在

## (2) 特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の状況

特別支援学級在籍小学校児童、特別支援学校在籍児童（小学部）は増加傾向にあり、特に特別支援学校在籍児童（小学部）は、令和5（2023）年は63人で、平成30（2018）年と比較すると30人増の1.91倍となっています。

また、令和5（2023）年の通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童は333人、通級指導学級（特別支援教室）利用中学校生徒は52人となっています。

### ■ 特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の推移 ■

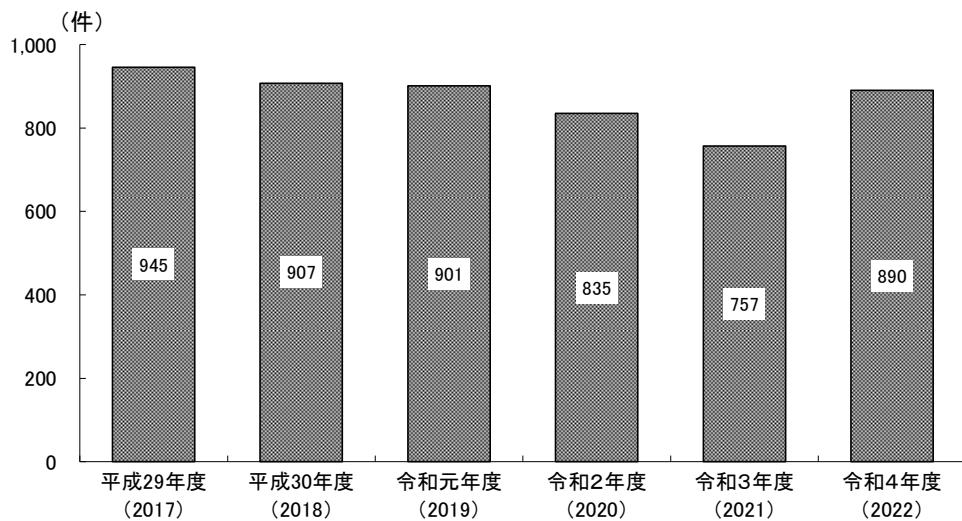


※各年5月1日現在

### (3) 子どもへの支援の状況

障害児の早期発見および支援内容の充実を目的とした子ども発達支援センターでの保育園巡回相談の件数は、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度まで減少傾向でしたが、令和4（2022）年度は890件と増加に転じています。

■ 保育園巡回相談件数の推移 ■



※各年度末現在

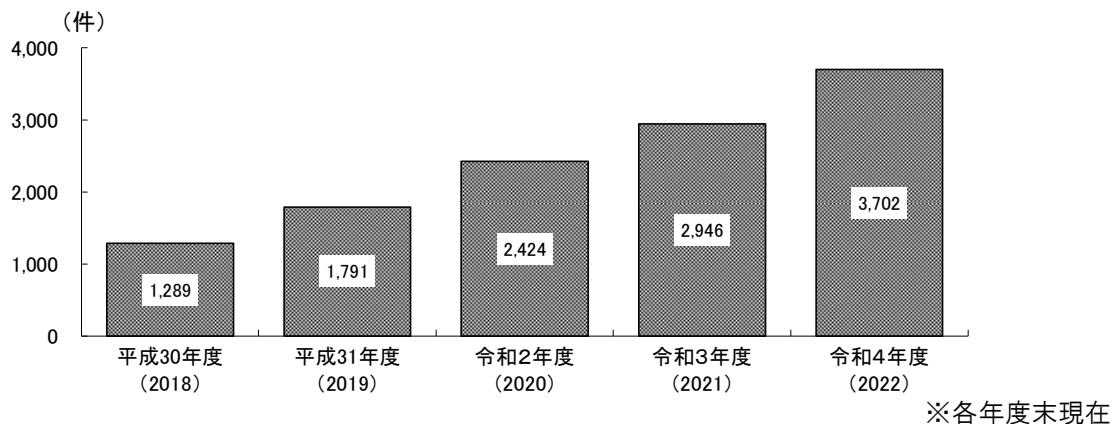
## 区内の相談の状況

### (1) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターの相談支援事業の相談件数は、増加傾向にあります。

令和4（2022）年度は3,702件で、平成30（2018）年度と比較すると2,413件増の2.87倍となっています。

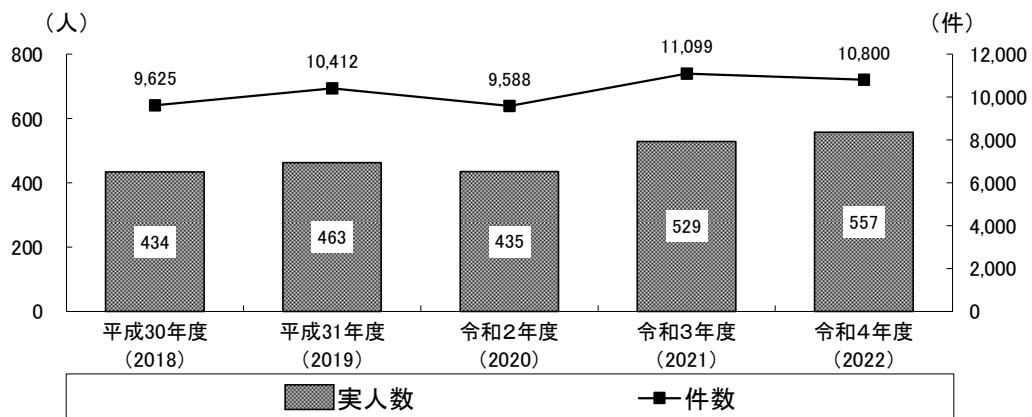
■ 基幹相談支援センターの相談件数の推移 ■



### (2) 子ども発達支援センター

子ども発達支援センターの子どもの発達相談は、令和4（2022）年度の実人数は557人、相談件数は10,800件となっています。令和4（2022）年度と平成30（2018）年度を比較すると、相談件数は1,175件増の1.12倍、実人数は123人増の1.28倍となっています

■ 子どもの発達相談件数・実人数の推移 ■

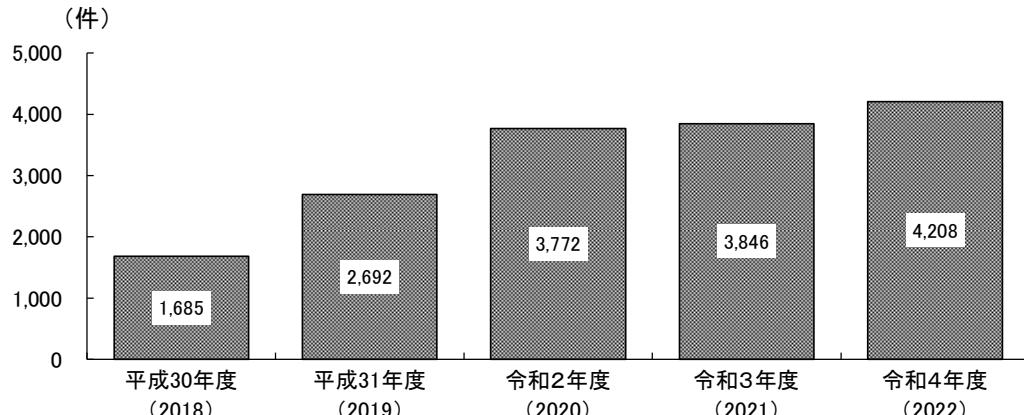


※各年4月1日現在

### (3) 中央区障害者就労支援センター

中央区障害者就労支援センターにおける相談件数は、令和4年度は6,965件となっています。令和4(2022)年度と平成30(2018)年度を比較すると、相談件数は406件増の1.06倍となっています。

#### ■ 中央区障害者就労支援センターの相談件数の推移 ■

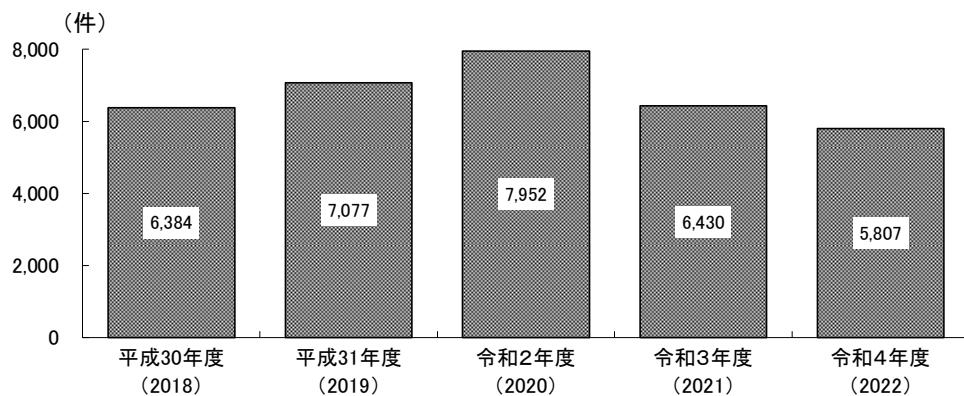


※各年度末現在

### (4) 精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」における相談件数は、令和4年度は5,807件となっています。令和2(2020)年度の7,952件をピークに、相談件数減少傾向にあります。

#### ■ 精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の相談件数の推移 ■

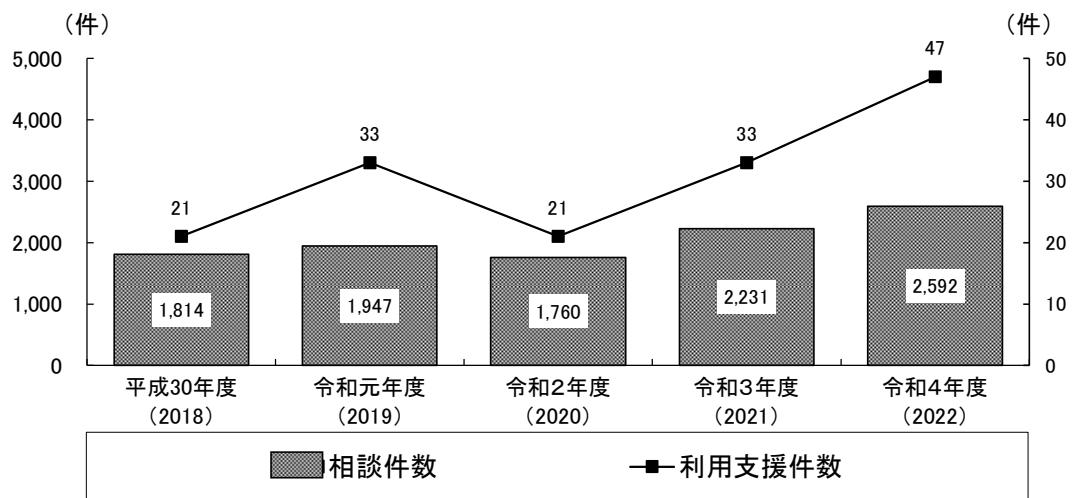


※各年度末現在

## (5) 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

中央区社会福祉協議会が運営する成年後見支援センター「すてっぷ中央」の相談件数、利用支援件数は、令和2（2020）年度以降、増加が続いている。令和4（2022）年3月31日現在、相談件数は2,592件、利用支援件数は47件となっており、平成30（2018）年度と比較すると相談件数は778件増の1.43倍、利用支援件数は26件増の2.24倍となっています。

### ■ 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の相談件数・利用支援件数の推移 ■



※相談件数は、一般相談件数と福祉法律相談件数の合計。

※利用支援件数は、後見申立支援件数(候補者等紹介件数+申立手続き支援件数)の件数。

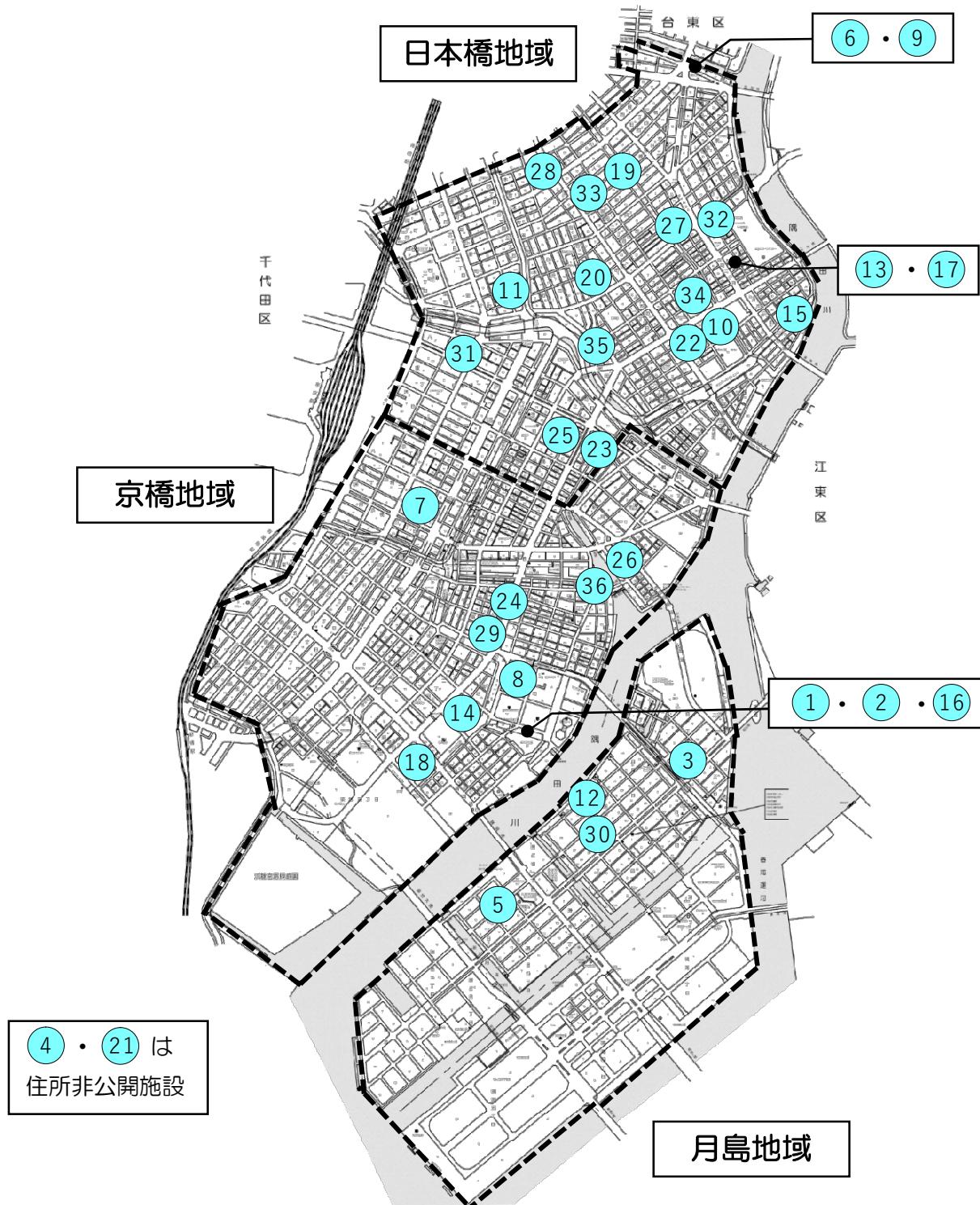
※各年度末現在

※相談件数、利用件数は、高齢者、障害者問わない全体の件数

## 5 中央区の障害福祉関連施設の分布

本区の障害福祉関連施設の分布は以下のとおりになります。

### ■ 中央区の障害福祉関連施設の配置 ■



■ 中央区の障害福祉関連施設の一覧【令和5(2023)年6月1日現在】 ■

施設名		サービスの種類
1	福祉センター(基幹相談支援センター併設)	生活介護 就労継続支援(B型) 地域活動支援センター 計画相談支援
2	子ども発達支援センター ゆりのき	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援 保育所等訪問支援
3	リバーサイドつつじ	就労継続支援(B型)
4	ホームつつじ	精神障害者グループホーム
5	自立生活援助ホームつつじ	自立生活援助
6	さわやかワーク中央	就労継続支援(B型)
7	フレンドハウス京橋	知的障害者グループホーム
8	レインボーハウス明石	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 短期入所 日中一時支援 施設入所支援 計画相談支援 障害児相談支援
9	障害者就労支援センター	就労支援 計画相談支援
10	グループホームハーモニー	知的障害者グループホーム
11	コンフィデンス日本橋	就労移行支援 就労定着支援
12	ピアつきしま	知的障害者グループホーム
13	グローバーズ・ピア日本橋	就労継続支援(B型)
14	アリストランプ	就労継続支援(B型)
15	浜町花だより	知的障害者グループホーム
16	精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	地域活動支援センター 計画相談支援
17	グローバーズ・ピア浜町公園	障害者グループホーム
18	ヒューマングロー東銀座	計画相談支援 障害児相談支援
19	ナチュラルプランツ・サポート	就労継続支援(A型) 自立訓練(生活訓練)
20	エヌフィットキャリアカレッジ日本橋	就労移行支援 計画相談支援 就労定着支援
21	エヌホームズ人形町	精神障害者グループホーム
22	ミライエ日本橋	放課後等デイサービス
23	スマイル日本橋	放課後等デイサービス
24	アイビー	就労継続支援(B型)
25	トリプル・ハート	児童発達支援 放課後等デイサービス
26	ゆうゆうらいふアカデミー中央	児童発達支援 放課後等デイサービス
27	ポシリブ	放課後等デイサービス
28	アルエット	放課後等デイサービス ※
29	コペルプラス 新富町教室	児童発達支援
30	みらいキッズ月島	児童発達支援 放課後等デイサービス
31	リワークセンター日本橋	自立訓練(生活訓練)
32	アストハピコ	児童発達支援 放課後等デイサービス
33	3D & MUSICJAM	就労支援B型
34	アストハピコ 人形町教室	児童発達支援 放課後等デイサービス
35	コアヴィレッジ	児童発達支援 放課後等デイサービス
36	トリプル・ワーク	児童発達支援 放課後等デイサービス

※ 主に重症心身障害児が通所

## 6 中央区障害者（児）実態調査の概要

### （1）調査の概要

中央区障害者（児）実態調査は、本計画策定の基礎資料とするため、区内在住の障害者等の生活状況や意識・意向と子どもの育ちや発達に関する相談の実態を把握することを目的として令和4（2022）年9月から10月にかけて、以下の対象者に対して実施しました。

#### ■ 調査の種類と対象者 ■

調査の種類	対象者
身体障害者・難病患者実態調査	令和4年8月1日現在、区内在住の18歳以上の身体障害者手帳所持者および難病患者福祉手当受給者
知的障害者実態調査	令和4年8月1日現在、区内在住の18歳以上の愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉に関する実態調査	令和4年8月1日現在、区内在住の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療（精神通院）受給者
子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査	令和4年8月1日現在、区内に在住する0歳から18歳（高校3年生の学年）までの子のうち、以下に該当する子を持つ保護者 【内訳】①障害福祉サービス等受給者証取得児 ②障害者手帳（身体、知的、精神）取得児 ③特別支援教室・通級指導学級在籍児

#### ■ 配布数・有効回収数等 ■

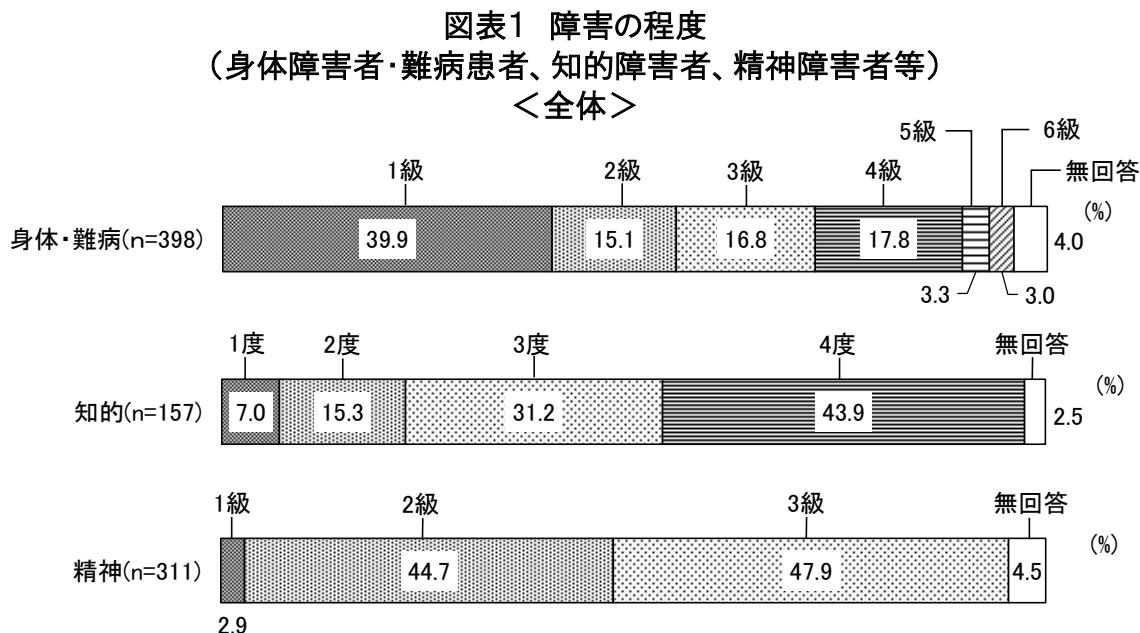
調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	実施方法
身体障害者・難病患者実態調査	1,084	668	61.6%	・無作為抽出 ・郵送配布・回収のアンケート調査
知的障害者実態調査	271	162	59.8%	・悉皆調査 ・郵送配布・回収のアンケート調査
精神障害者保健福祉に関する実態調査	1,400	643	45.9%	・無作為抽出 ・郵送配布・回収のアンケート調査
子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査	745	393	52.8%	・悉皆調査 ・対象者の①、②は郵送配布・回収、 ③は学校を通じた配布、郵送回収の アンケート調査

## (2) 障害者・難病患者の実態調査の結果概要

### ① 本人について

#### ◆障害の程度（等級・程度）

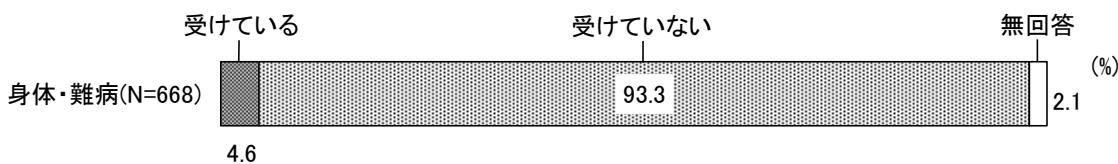
障害の程度は、身体障害者・難病患者は、「1級（39.9%）」、知的障害者は、「4度（43.9%）」、精神障害者等は「3級（47.9%）」が最も多くなっています。  
(図表1)



#### ◆高次脳機能障害の診断の有無

身体障害者・難病患者において、高次脳機能障害の診断を「受けている」人は4.6%となっています。（図表2）

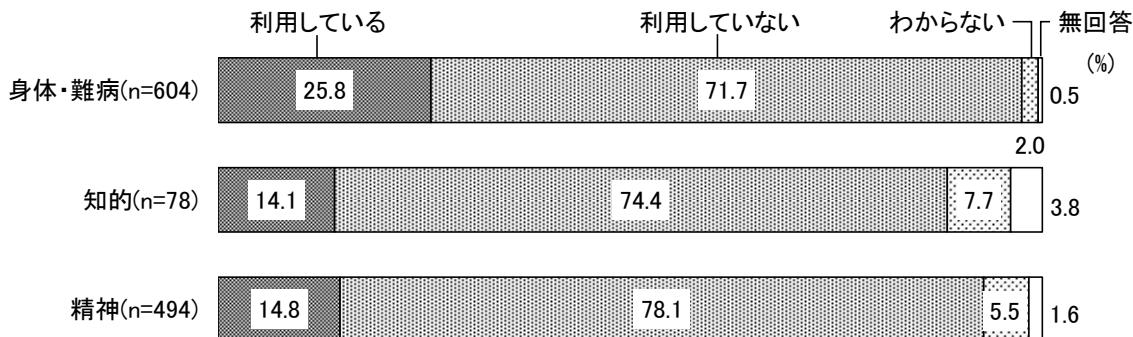
**図表2 高次脳機能障害の診断の有無(身体障害者・難病患者)  
<全体>**



## ◆介護保険サービスの利用状況

40歳以上の介護保険サービスを利用している人は、身体障害者・難病患者では25.8%、知的障害者は14.1%、精神障害者等は14.8%となっています。（図表3）

図表3 介護保険サービスの利用状況  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<40歳以上>



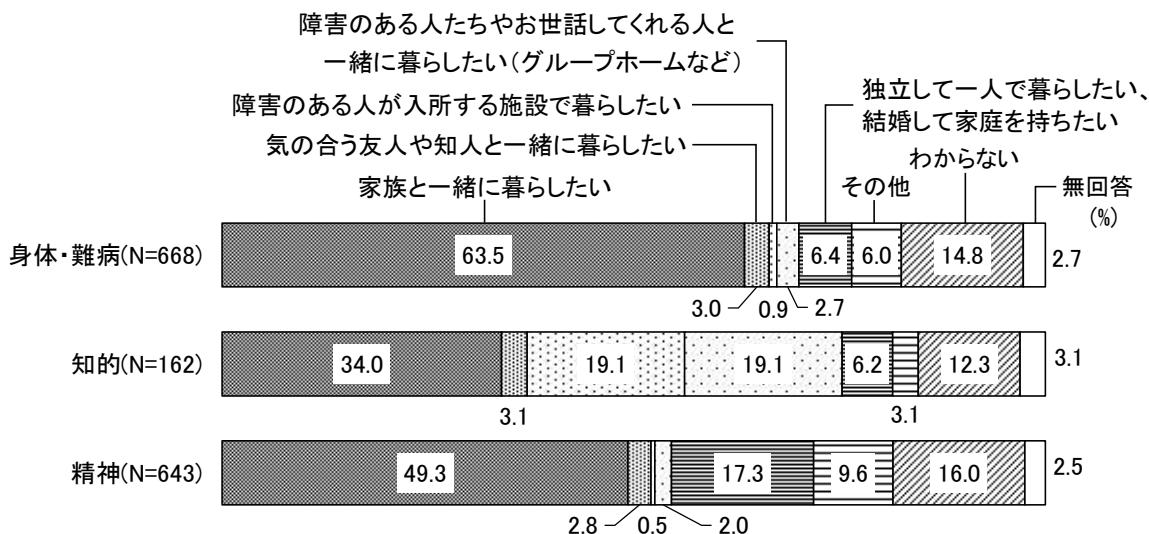
## ② 今後の暮らしの希望、将来の不安

### ◆今後の暮らしの希望

今後の暮らしの希望は、いずれの障害者等も「家族と一緒に暮らしたい（身体・難病：63.5%、知的：34.0%、精神：49.3%）」が最も多くなっています。

次いで、知的障害者では「障害のある人が入所する施設で暮らしたい」、「障害のある人たちやお世話してくれる人と一緒に暮らしたい（グループホームなど）」が19.1%、精神障害者等では「独立して一人で暮らしたい、結婚して家庭を持ちたい」が17.3%などとなっています。（図表4）

図表4 今後の暮らしの希望(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>



## ◆将来の不安

将来の不安は、身体障害者・難病患者では「高齢になった時のこと（35.8%）」、知的障害者では「親が亡くなった後の生活のこと（56.2%）」精神障害者等では「十分な収入があるか（45.9%）」などとなっています。（図表5）

**図表5 将来の不安(上位3項目)**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)**  
**<全体>**

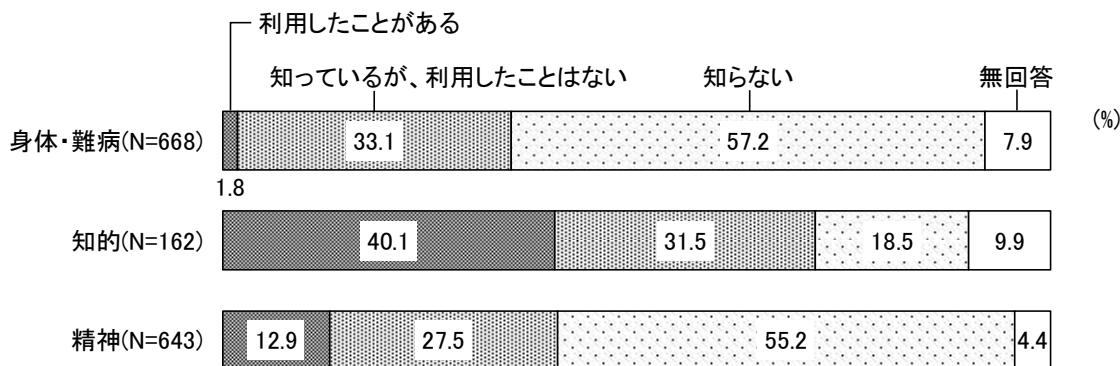
	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	高齢になった時のこと 35.8	親が亡くなった後の生活のこと 56.2	十分な収入があるか 45.9	
第2位	十分な収入があるか 26.0	高齢になった時のこと 24.7	高齢になった時のこと 41.4	
第3位	災害や病気・事故などの時に、 すぐに助けにきてもらえるか 19.6	手助けしてくれる人がいるか 23.5	働く場があるか 23.8	

## ③ 相談支援機関

### ◆中央区障害者就労支援センターの認知度

中央区障害者就労支援センターの「利用したことがある」と「知っているが、利用したことではない」を合計した<知っている>割合は、身体障害者・難病患者は34.9%、知的障害者は71.6%、精神障害者等は40.4%となっています（図表6）

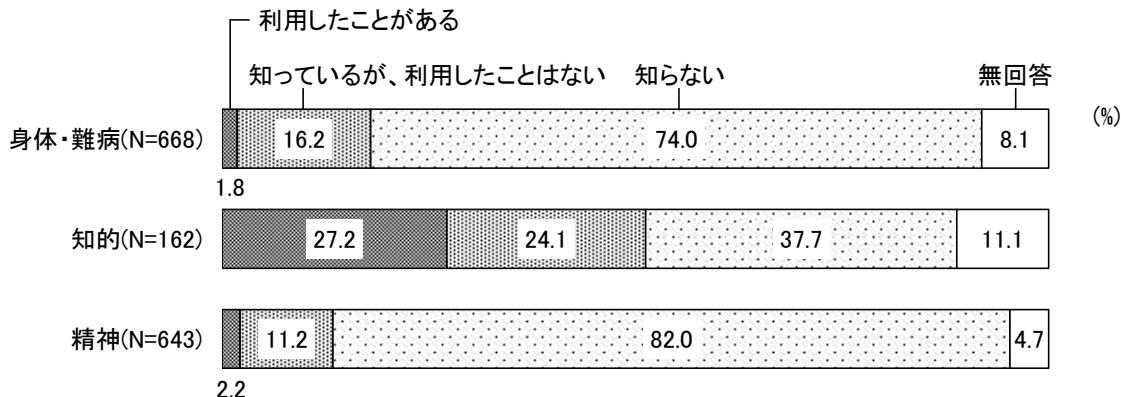
**図表6 中央区障害者就労支援センターの認知度**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)**  
**<全体>**



## ◆基幹相談支援センターの認知度

基幹相談支援センターの「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した＜知っている＞割合は、身体障害者・難病患者は 18.0%、知的障害者は 51.3%、精神障害者等は 13.4% となっています。（図表7）

**図表7 基幹相談支援センターの認知度  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>**



## ◆区の相談窓口・機関への希望

区の相談窓口・機関への希望は、いずれの障害者等も「相談・支援の窓口が身近にあること（身体・難病：54.3%、知的：53.7%、精神：57.9%）」が最も多く、「相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること（身体・難病：49.7%、知的：51.2%、精神：52.3%）」が続いています。（図表8）

**図表8 区の相談窓口・機関への希望(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	相談・支援の窓口が身近にあること 54.3	相談・支援の窓口が身近にあること 53.7	相談・支援の窓口が身近にあること 57.9	
第2位	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること 49.7	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること 51.2	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をてくれること 52.3	
第3位	プライバシーの配慮がしっかりしていること 29.2	ゆっくり話を聞いてもらえること 40.7	プライバシーの配慮がしっかりしていること 47.9	

## ④ 障害福祉サービスについて

### ◆サービス利用での困りごと

サービス利用での困りごとは、「無回答」「特に困りごと、不便なことはない」以外では、いずれの障害者等も「サービスに関する情報が少ない（身体・難病：18.6%、知的：17.3%、精神：28.5%）」が最も多く、「利用方法が分かりづらい（身体・難病：9.7%、知的：10.5%、精神：18.8%）」が続いています。（図表9）

**図表9 サービス利用での困りごと(上位3項目)**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)**  
**<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	サービスに関する情報が少ない 18.6	サービスに関する情報が少ない 17.3	サービスに関する情報が少ない 28.5	
第2位	利用方法が分かりづらい 9.7	利用方法が分かりづらい 10.5	利用方法が分かりづらい 18.8	
第3位	利用したいサービスがない 手手続きが難しい [ 5.5 (同率)]	自分に合う事業所が見つからない 9.3	手続きが難しい 10.0	

### ◆福祉サービスの情報入手先

福祉サービスの情報入手先は、「特になし」を除くと、いずれの障害者等も「区のおしらせ（身体・難病：38.5%、知的：38.3%、精神：28.0%）」が最も多くなっています。（図表10）

**図表10 福祉サービスの情報入手先(上位3項目)**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答:複数回答)**  
**<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	区のおしらせ 38.5	区のおしらせ 38.3	区のおしらせ 28.0	
第2位	区のホームページ 13.2	福祉センター 20.4	病院・診療所 23.0	
第3位	病院・診療所 12.6	障害者団体(家族会などを含む) 18.5	区のホームページ 17.4	

## ⑤ 就労について

### ◆就労状況

65歳未満の働いている人は、身体障害者・難病患者では70.8%、知的障害者では62.4%、精神障害者等では57.2%となっています。（図表11）

**図表11 就労状況(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体、年代別>**

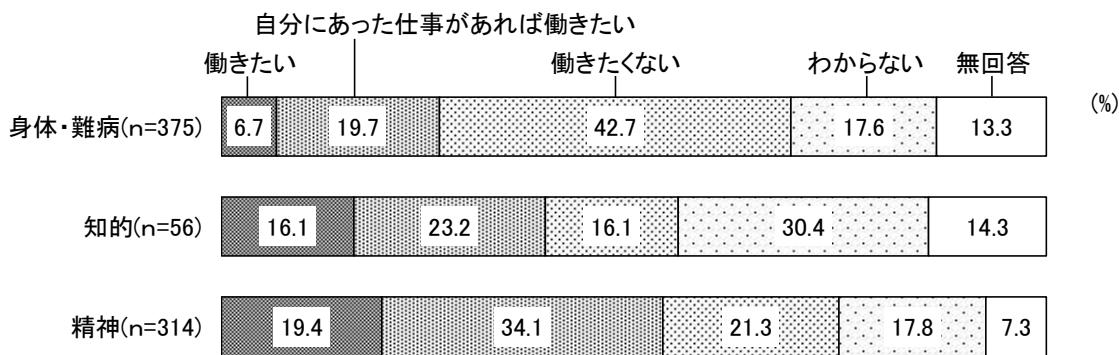
		身体障害者・難病患者			知的障害者			精神障害者等					
		働いている	働いていない	無回答	働いている	働いていない	無回答	働いている	働いていない	無回答			
全体	(N=668)	273 100.0	375 56.1	20 3.0	(N=162)	100 61.7	56 34.6	6 3.7	(N=643)	319 49.6	314 48.8	10 1.6	
年代別	18~64歳	(n=298)	211 100.0	83 70.8	4 27.9	(n=149)	93 62.4	52 34.9	4 2.7	(n=516)	295 57.2	217 42.1	4 0.8
	65歳以上	(n=366)	62 100.0	288 78.7	16 4.4	(n=10)	6 60.0	3 30.0	1 10.0	(n=116)	21 18.1	89 76.7	6 5.2

### ◆今後の就労意向

現在、働いていない人の今後の就労意向について、「働きたい」と「自分にあった仕事があれば働きたい」を合計した＜就労希望のある人＞の割合は、身体障害者・難病患者では26.4%、知的障害者では39.3%、精神障害者等では53.5%となっています。

（図表12）

**図表12 今後の就労意向  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<働いていない人>**



## ◆障害のある人が働くために必要な環境

就労に必要な環境は、身体障害者・難病患者と精神障害者等は「健康状態にあわせた働き方ができる（身体・難病：55.1%、精神：65.2%）」、知的障害者は「一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること（50.0%）」が最も多くなっています。

(図表 13)

**図表 13 障害のある人が働くために必要な環境(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	健康状態にあわせた働き方ができること 55.1	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること 50.0	健康状態にあわせた働き方ができること 65.2	
第2位	自宅の近くに働く場があること 39.4	自宅の近くに働く場があること 42.6	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること 45.3	
第3位	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること 31.9	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること 41.4	自宅の近くに働く場があること 43.9	

## ⑥ 社会参加・文化芸術余暇活動

### ◆参加したい文化・芸術・余暇活動

参加したい文化・芸術・余暇活動は身体障害者・難病患者、精神障害者等は「買い物、映画、コンサートなど（身体・難病：38.6%、精神：42.0%）」、知的障害者は「旅行（42.6%）」が最も多くなっています。（図表 14）

**図表 14 参加したい文化・芸術・余暇活動(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	買い物、映画、コンサートなど 38.6	旅行 42.6	買い物、映画、コンサートなど 42.0	
第2位	旅行 35.9	買い物、映画、コンサートなど 35.8	旅行 35.1	
第3位	美術館、博物館めぐり 30.2	健康福祉まつり 30.2	美術館、博物館めぐり 33.4	

## ◆文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていること

文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていることは、「特にない」以外では、いずれの障害者等も「新型コロナウィルス感染症の感染の不安（身体・難病：31.4%、知的：27.8%、精神：28.6%）」が最も多くなっています。（図表 15）

**図表 15 文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていること(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>**

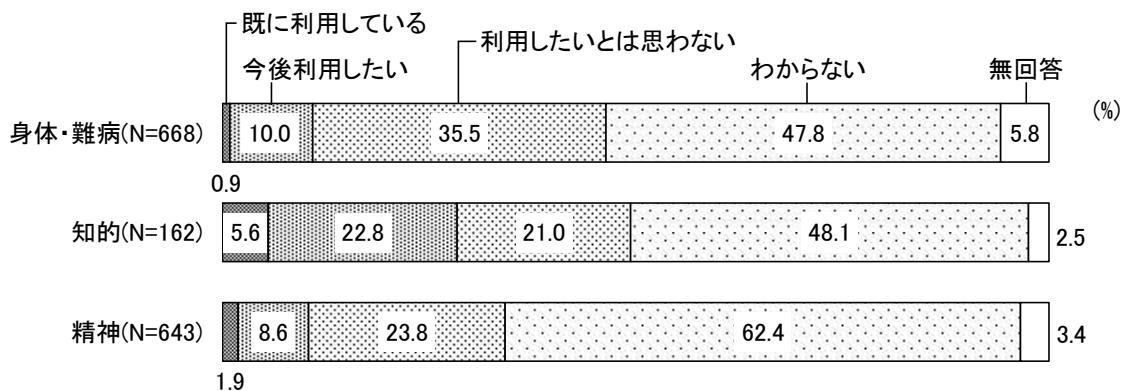
	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	新型コロナウィルス感染症の感染の不安 31.4	新型コロナウィルス感染症の感染の不安 27.8	新型コロナウィルス感染症の感染の不安 28.6	
第2位	道路の段差や駅などの階段が不便 26.5	トイレが心配 20.4	経済的理由 24.0	
第3位	トイレが心配 23.5	道路の段差や駅などの階段が不便 17.3 一緒に行く仲間がいない (同率)	一緒に行く仲間がいない 18.2	

## ⑦ 成年後見制度について

### ◆成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、「既に利用している」と「今後利用したい」を合わせた＜利用したい＞は、身体障害者・難病患者では 10.9%、知的障害者では 28.4%、精神障害者等では 10.5%となっています。（図表 16）

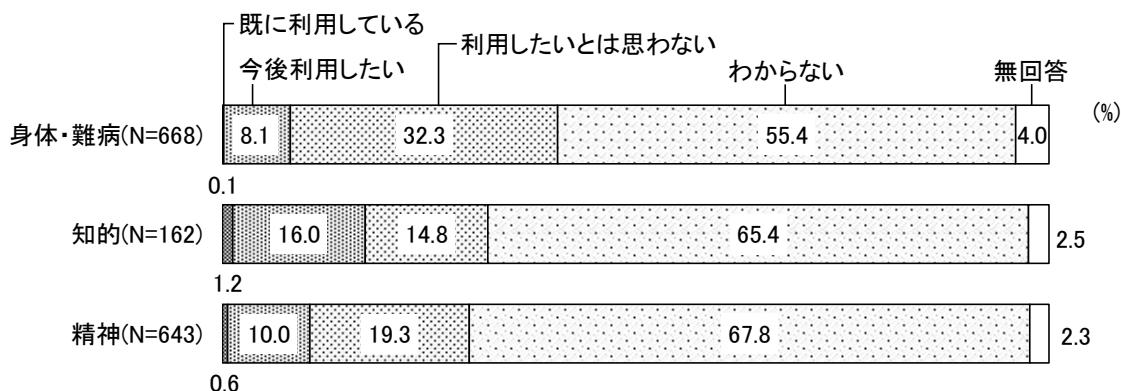
**図表 16 成年後見制度の利用意向  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>**



## ◆法人後見の利用意向

法人後見の利用意向は、「既に利用している」と「今後利用したい」を合わせたく利用したい>は、身体障害者・難病患者では8.2%、知的障害者では17.2%、精神障害者等では10.6%となっています。（図表17）

**図表17 法人後見の利用意向  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>**

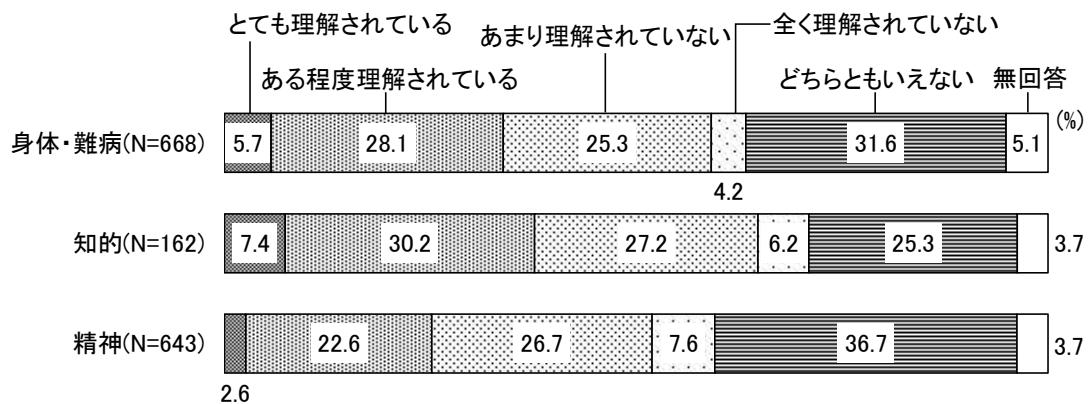


## ⑧ 障害者等への区民の理解について

### ◆障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度

区民の理解度について、「とても理解されている」と「ある程度理解されている」を合わせたく理解されている>は、身体障害者・難病患者では33.8%、知的障害者では37.6%、精神障害者等では25.2%となっています。（図表18）

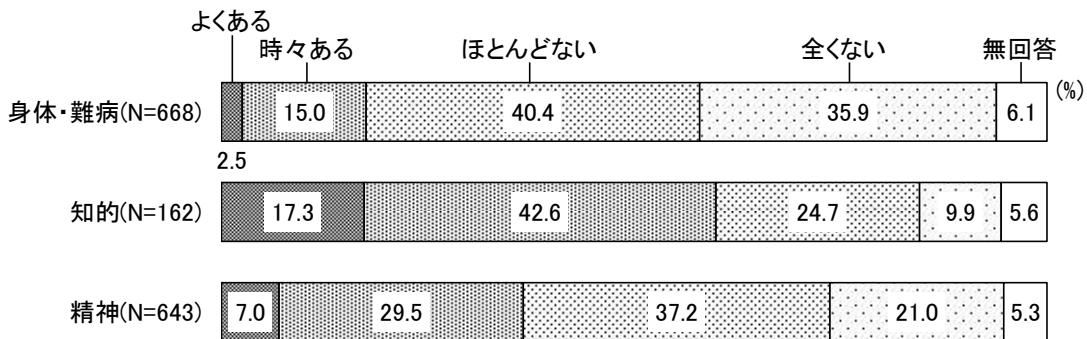
**図表18 障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>**



## ◆差別を感じたことはあるか

差別を感じた経験は、「よくある」と「時々ある」を合わせたくある>は、身体障害者・難病患者では17.5%、知的障害者では59.9%、精神障害者等では36.5%となっています。（図表19）

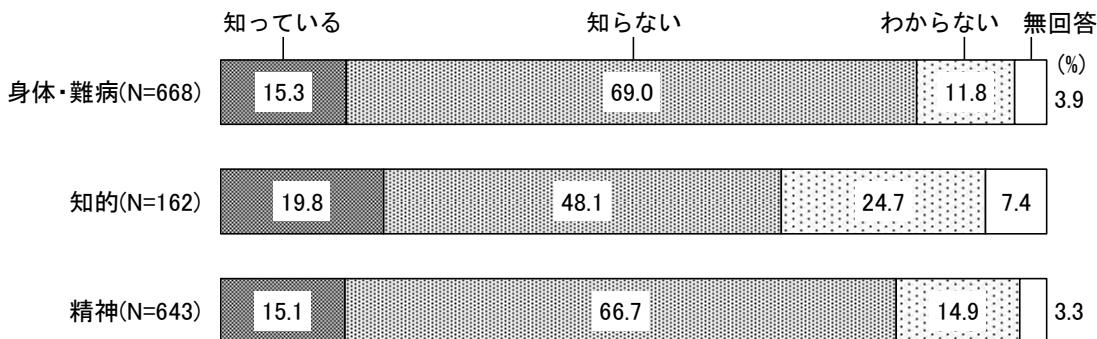
図表19 差別を感じたことはあるか  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>



## ◆「虐待通報・相談窓口」の認知状況

「虐待通報・相談窓口」の認知状況は、「知っている」は身体障害者・難病患者では15.3%、知的障害者では19.8%、精神障害者等では15.1%となっています。（図表20）

図表20 「虐待通報・相談窓口」の認知状況  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>



## ⑨ 災害時の対策について

### ◆災害時に不安なこと

災害時に不安なことは、いずれの障害者等も「避難する時に適切に行動や移動ができるか（身体・難病：43.9%、知的：50.0%、精神：42.8%）」が最も多くなっています。

身体障害者・難病患者と精神障害者等では、次いで「必要な医療的ケアを受けることができるか（身体・難病：42.8%、精神：38.3%）」「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか（身体・難病：29.6%、精神：37.5%）」が多くなっています。

（図表 21）

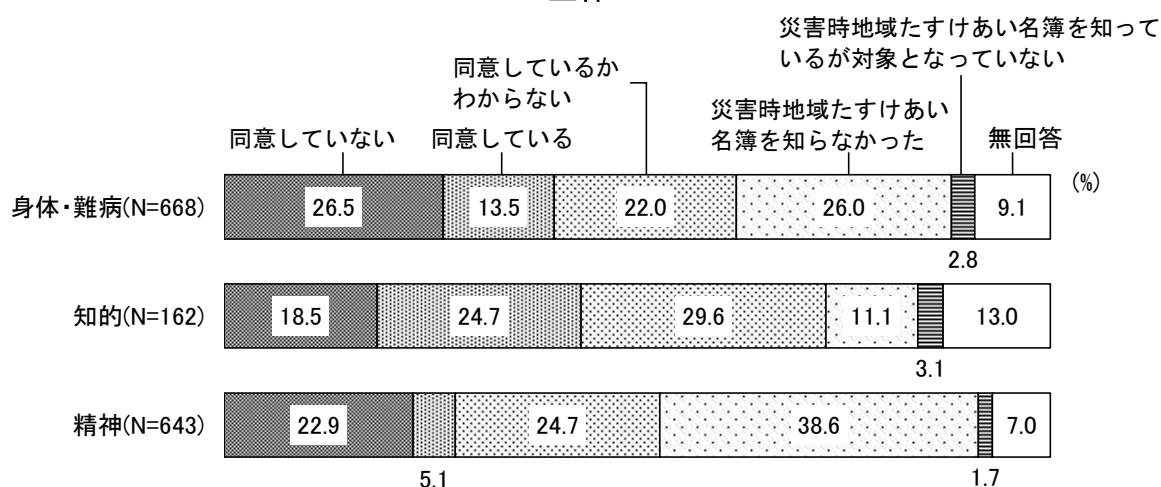
**図表 21 災害時に不安なこと(上位3項目)**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)**  
**<全体>**

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)	(%)
第1位	避難する時に適切に行動や移動ができるか 43.9	避難する時に適切に行動や移動ができるか 50.0	避難する時に適切に行動や移動ができるか 42.8	
第2位	必要な医療的ケアを受けることができるか 42.8	周りの人から助けてもらえるか 42.6	必要な医療的ケアを受けることができるか 38.3	
第3位	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 29.6	自分の状況や支援してほしいことを周りの人に伝えることができるか 35.2	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 37.5	

### ◆「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況

「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況について、名簿を知らなかった人は、身体障害者・難病患者では26.0%、知的障害者は11.1%、精神障害者等38.6%となっています。（図表 22）

**図表 22 「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況**  
**(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)**  
**<全体>**



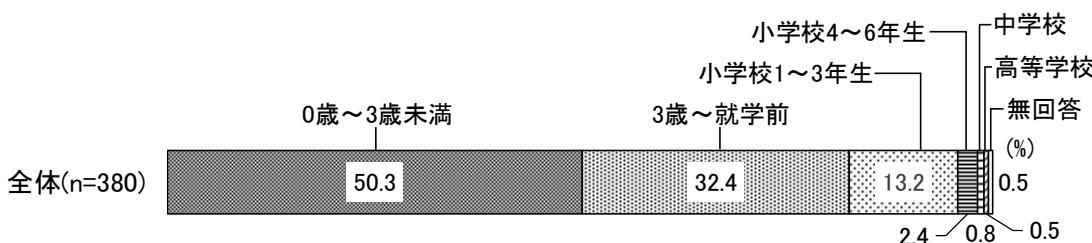
### (3) 子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査の結果概要

#### ① 育ちや発達の状況について

##### ◆最初に不安や疑問を感じた時期

子どもの発達について最初に不安や疑問を感じた時期は、「0歳～3歳未満(50.3%)」が最も多く、次いで「3歳～就学前(32.4%)」、「小学校1～3年生(13.2%)」などであり、就学前が82.7%となっています。（図表23）

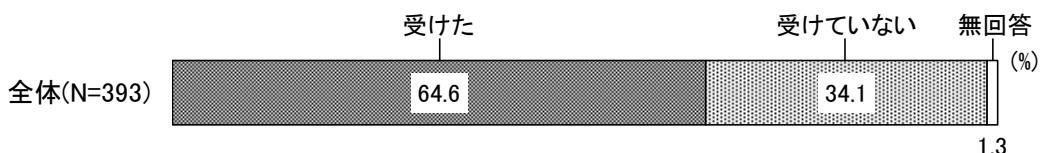
図表23 最初に不安や疑問を感じた時期  
<気になることまたは心配なことのある人>



##### ◆育ちや発達についての診断の有無

育ちや発達について、診断を「受けた」人は64.6%となっています。（図表24）

図表24 育ちや発達についての診断の有無  
<全体>



#### ② サービスの利用状況について

##### ◆福祉サービス・支援を利用していない理由

福祉サービス・支援を利用していない理由は、「必要がないため」以外では、「サービス・支援を知らなかっただけ(24.0%)」が最も多く、次いで「利用方法がわからない・知らなかっただけ(18.8%)」、「サービス事業者の定員に空きがないため(12.2%)」、「希望する事業者や施設が見つからなかったため(10.7%)」などとなっています。（図表25）

図表 25 福祉サービス・支援を利用していない理由(上位4項目)

&lt;1つでも「知っているが、利用していない」、

「知らなかった・利用していない」と回答した方:複数回答&gt;

		(%)
	子どもの育ちや発達の相談に関する調査(n=384)	
第1位	サービス・支援を知らなかつたため	24.0
第2位	利用方法がわからない・知らなかつたため	18.8
第3位	サービス事業者の定員に空きがないため	12.2
第4位	希望する事業者や施設が見つからぬいため	10.7

#### ◆福祉サービス・支援の支給量のニーズ充足度

福祉サービス・支援を利用している人に、支給量のニーズ充足度をたずねたところ、「足りない」と回答した人は26.4%で、具体的に不足している福祉サービス・支援は、「放課後等デイサービス(48.9%)」「児童発達支援(38.3%)」が続いています。

(図表 26、27)

図表 26 福祉サービス・支援の支給量のニーズ充足度  
<福祉サービス・支援を利用している人、診断カテゴリ別、医療的ケアのニーズ別>

		(上段:人、下段:%)					
		十分である	足りない	どちらともいえない	わからない	その他	無回答
全体	(n=178)	49 100.0	47 27.5	57 32.0	12 6.7	4 2.2	9 5.1
診断カテゴリ別	発達障害	(n=64) 100.0	19 29.7	18 28.1	16 25.0	8 12.5	2 3.1
	知的障害	(n=54) 100.0	11 20.4	14 25.9	23 42.6	2 3.7	1 1.9
	身体障害	(n=9) 100.0	3 33.3	1 11.1	4 44.4	0 0.0	1 11.1
	その他	(n=11) 100.0	4 36.4	5 45.5	0 0.0	1 9.1	1 0.0
医療的ケアのニーズ別	必要としている	(n=30) 100.0	6 20.0	10 33.3	10 33.3	2 6.7	1 3.3

図表 27 不足している福祉サービス・支援(上位3項目)

&lt;支給量が足りないと回答した人:複数回答&gt;

		(%)
	子どもの育ちや発達の相談に関する調査(n=47)	
第1位	放課後等デイサービス	48.9
第2位	児童発達支援	38.3
第3位	移動支援事業	19.1

## ◆福祉サービス・支援を利用する上で困っていること

福祉サービス・支援を利用する上で困っていることは、「特に困ったことはない」以外では、「サービス・支援の情報が入手しにくい（30.5%）」が最も多く、次いで「条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない（26.7%）」、「利用方法がわかりにくい（21.4%）」などとなっています。（図表 28）

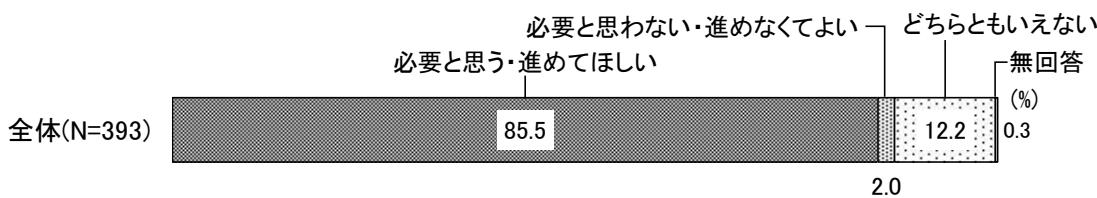
図表 28 福祉サービス・支援を利用する上で困っていること(上位3項目)  
<全体:複数回答>

		(%)
子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	サービス・支援の情報が入手しにくい	30.5
第2位	条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない	26.7
第3位	利用方法がわかりにくい	21.4
参考	サービス・支援の質が良くない	5.3

## ◆切れ目のない一貫した支援をどう思うか

育ちに支援が必要な子どもへの切れ目のない一貫した支援について、「必要と思う・進めてほしい」は85.5%となっています。（図表 29）

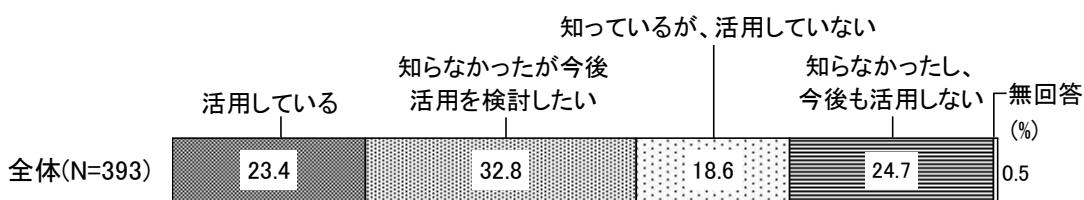
図表 29 切れ目のない一貫した支援をどう思うか  
<全体>



## ◆育ちのサポートカルテの活用状況

「育ちのサポートカルテ」の活用状況は、「活用している」と「知らなかつたが今後活用を検討したい」を合わせたく活用している・したい>は56.2%、「知っているが、活用していない」と「知らなかつたし、今後も活用しない」を合わせたく活用していない・したくない>は43.3%となっています。（図表 30）

図表 30 育ちのサポートカルテの活用状況  
<全体>



### ③ 相談について

#### ◆相談窓口で相談しやすくなるために必要なこと

相談窓口で相談しやすくなるために必要なことは、「相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること（66.2%）」が最も多く、次いで「相談・支援の窓口が身近にあること（64.9%）」、「相談の予約を取りやすくすること（45.3%）」となっています。（図表 31）

図表 31 相談窓口で相談しやすくなるために必要なこと(上位3項目)  
<全体:複数回答>

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること	66.2
第2位	相談・支援の窓口が身近にあること	64.9
第3位	相談の予約を取りやすくすること	45.3

### ④ 子どもの将来について

#### ◆障害のある人が働くために必要な環境

障害のある人が働くために必要な環境をたずねたところ、「一人一人にあった仕事や働く場が作られること（73.5%）」が最も多く、次いで「仕事に慣れた後も、困った時に支援を受けられる制度があること（62.3%）」、「職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること（59.0%）」となっています。（図表 32）

図表 32 障害のある人が働くために必要な環境(上位3項目)  
<全体:複数回答>

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	一人一人にあった仕事や働く場が作られること	73.5
第2位	仕事に慣れた後も、困った時に支援を受けられる制度があること	62.3
第3位	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること	59.0

## 第3章

# 中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画の取組状況

## 1 施策の方向性の取組状況

前計画である中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画は、3つの施策の方向性、11つの施策、41の主な取組で構成されています。

### ■前期計画の施策体系 ■

施策の方向性	施策	主な取組
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児支援の早期把握と成長に合わせた支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達の推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別の教育支援計画「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目ない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークの構築 (4) 障害者虐待防止の推進
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人にやさしい空間づくり

## 施策の方向性1 「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」の評価

- ・施策の方向性1の主な取組は、概ね順調に進行しています。

施 策		主 な 取 組
施策1	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実
		(3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- ・「(1) 相談支援の利用促進」では、感染症拡大下においても保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターが、感染症対策を徹底したうえで、連携を図りながら支援を行いました。

施 策		主 な 取 組
施策2	生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
		(4) 障害者の通所事業の充実
		(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

- ・「(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進」では、令和4（2022）年度より、おとしより相談センターと特定相談支援事業所等との連携を強化し、介護保険サービスへの円滑な利用促進が図れる仕組みづくりや周知方法について検討を進めており、その結果を踏まえた具体的な取組を進めています。

施 策		主 な 取 組
施策3	育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実
		(2) 重症心身障害児の支援
		(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
		(4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- ・「(2) 重症心身障害児の支援」では、令和4（2022）年度より「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を特別支援学校内でも利用できるよう利用範囲を拡大しました。医療的ケア児等支援を含めたさらなる充実を図ります。

施 策		主 な 取 組
施策4	安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実
		(2) 居住支援体制の充実
		(3) グループホームの充実
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- ・地域生活支援拠点登録事業所連絡会、入所施設・グループホーム連絡会を設置し、関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携して支える体制の構築を進めるとともに、住宅課や関係団体と連携を図ってきました。多様なニーズに対応した住み続けられる支援に引き続き取り組みます。

施 策		主 な 取 組
施策5	サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化
		(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
		(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- 「(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上」では、福祉サービス第三者評価の受審が都加算等の条件となっている事業所以外では受審に至っていないことから、引き続き、障害者就労支援事業所ネットワーク会議等を通じて受審勧奨に取り組みます。

## 施策の方向性2「個性性豊かに輝ける環境づくり」の評価

- 施策の方向性2の主な取組は、順調に進行しています。

施 策		主 な 取 組
施策6	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進
		(2) 就労定着支援の推進
		(3) 障害者優先調達の推進

- 「(1) 一般就労への移行の促進」では、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが企業と利用者の橋渡しを行い、一般就労への移行者は、令和3（2021）年度は18名、令和4（2022）年度は26名となっています。
- 「(2) 就労定着支援の推進」では、区内の就労定着支援事業の提供事業者は2事業所に留まっており、中央区障害者就労支援事業所ネットワークで、区が新規参入を呼び掛けるなど、事業所の少なさが課題となっています。

施 策		主 な 取 組
施策7	多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進
		(2) 利用しやすい図書館の整備
		(3) 障害者のスポーツ活動の推進

- 「(1) 障害者の生涯学習活動の推進」では、「中央区かえで学級」は、学級生本人や保護者の高齢化や、学習支援の担い手不足が課題となっています。
- 「(3) 障害者のスポーツ活動の推進」では、今後、東京都障害者スポーツ協会の用具貸与事業を活用して新規種目を導入するなど、事業の充実を図っていく必要があります。

施 策		主 な 取 組
施策8	育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
		(2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
		(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
		(4) 早期発見・早期支援の充実
		(5) 発達障害に対する理解の促進

- 「(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立」については、障害児支援に対する経験や知識のある保健・福祉・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進しています。
- 「(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援」については、利用者数が増加していますが、普及啓発の工夫や作業手順の見直しなどにより、さらなる利用の促進を図っていく必要があります。

## 施策の方向性3「だれもが共に暮らせるまちづくり」の評価

- ・施策の方向性3の主な取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組があるものの、おおむね順調に進行しています。

施 策	主 な 取 組
施策9 障害者の 権利擁護 と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進
	(2) 成年後見制度の利用促進
	(3) 地域連携ネットワークの構築
	(4) 障害者虐待防止の推進

- ・「(1) 権利擁護支援事業の推進」では、成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービス利用手続きのお手伝いや財産の保全、金銭管理などのサービスを実施しました。  
(令和4(2022)年度の契約状況:52件、うち知的障害者2件、精神障害者6件)
- ・「(2) 成年後見制度の利用促進」では、令和3年4月に中核機関を設置し、成年後見支援センター「すてっぷ中央」と一体となって、成年後見制度の利用促進に向けた取組を実施しました。新たにリーフレットを作成したほか、「すてっぷ通信」の創刊、区および社会福祉協議会ホームページの更新など制度の普及・啓発の充実や、相談体制の強化を図りました。(令和4(2022)年度の一般相談件数:2,592件、うち知的障害者53件、精神障害者336件)

施 策	主 な 取 組
施策10 心のバリアフリー の推進	(1) 障害者差別解消の推進
	(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
	(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
	(4) 障害者福祉団体との連携

- ・「(1) 障害者差別解消の推進」では、「職員対応要領」に基づき区の事務事業での障害者差別の解消に取り組むとともに、職員向け研修の実施や広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布による普及啓発を行っています。
- ・「(3)「健康福祉まつり」等による地域交流の促進」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの規模縮小や中止が続いていましたが、令和4(2022)年度は、「健康福祉まつり」の屋外会場のステージ発表のほか、「福祉センターまつり」が3年ぶりに再開されました。

施 策	主 な 取 組
施策11 安全・安心な まちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実
	(2) 情報バリアフリーの強化
	(3) 人にやさしい空間づくり

- ・「(1) 災害時の支援体制の充実」では、「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を防災拠点(令和3(2021)年度:1カ所、令和4(2022)年度:4カ所)において実施しました。また、マンション管理組合等への名簿の提供に向けた説明会や、名簿の活用についての個別のフォローアップを行いました。

## 2 成果目標の取組状況

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、前計画である第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画にて設定した、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標の取組状況は、次のとおりとなっています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標 【達成状況：×】

- ・第6期計画では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（72人）のうち3人以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行することを目指して目標値を設定しました。
- ・第5期計画（実績）、第6期計画（実績）ともにありませんでした。
- ・入所施設から地域生活に移行するには、地域の中での支援体制や、親亡き後等を見据えた支援が必要です。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	72人
【目標】令和5(2023)年度末の地域生活移行者数	3人
第6期計画(実績)	
令和3(2021)年度	0人
令和4(2022)年度	0人

#### ② 施設入所者数に関する目標 【達成状況：○】

- ・第6期計画では、施設入所者の地域移行をすすめる一方で、あらたな施設入所希望に対応するため、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（72人）を維持することを目標値として設定しました。
- ・令和4（2022）年度は、入所者の長期入院や介護施設への移行等により65人となりました。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	72人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者数	72人
第6期計画(実績)	
令和3(2021)年度	71人
令和4(2022)年度	65人

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

### ① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証 【達成状況：○】

- ・第6期計画では、国の基本指針にもとづき、令和5（2023）年度末までに1カ所整備することとしています。
- ・令和3（2021）年度には地域生活支援拠点等を1カ所整備しています。また、令和6（2024）年度には、月島地域に多機能拠点整備型の機能等を備えた複合施設を整備します。
- ・地域生活支援拠点登録事業所連絡会を新たに立ち上げ2回開催し、運用状況の検証等を行いました。なお、運用について多岐にわたる課題があるため、求められる機能のうち、体験の機会・場について登録事業者連絡会で受入れ体制の状況調査を行いました。

項目	数値等		
令和元（2019）年度末時点の地域生活支援拠点等の整備カ所数	0カ所		
【目標】令和5（2023）年度末時点の地域生活支援拠点等整備カ所数	1カ所		
【目標】令和5（2023）年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回		
第6期計画（実績）	令和3（2021）年度	地域生活支援拠点等整備カ所数	1カ所
	運用状況の検証・検討回数	1回	
	令和4（2022）年度	地域生活支援拠点等整備カ所数	1カ所
	運用状況の検証・検討回数	1回	

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 一般就労への移行者数 【達成状況：○】

- ・令和3（2021）年度は18人、令和4（2022）年度は26人となっています。
- ・事業の内訳は就労移行支援の利用者となっています。

項目		数値等
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数		6人
【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数		12人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	18人
	令和4(2022)年度	26人

項目		数値等
就労移行 支援事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	4人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	8人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	13人
	令和4(2022)年度	16人
就労継続支援 A型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	3人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	3人
	令和4(2022)年度	6人
就労継続支援 B型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	0人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	1人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	2人
	令和4(2022)年度	4人

#### ② 就労定着支援事業を利用する者の数 【達成状況：×】

- ・令和3（2021）年度は、10人、令和4（2022）年度は8人の利用がありました。
- ・平成30（2018）年に新たに創設された事業で、区内の提供事業者が2事業所と少なく、中央区障害者就労支援事業所ネットワークにて、区が新規参入の呼びかけを行なっています。

項目		数値等
令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数 ※①の成果目標		12人
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者の中 就労定着支援事業の利用者数		9人 (75.0%)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	10人 (76.9%)
	令和4(2022)年度	8人 (73.0%)

### ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 【達成状況：×】

- 令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の実績では、2事業所のうち1事業所で目標の8割以上を達成しました。

項目	数値等
令和元(2019)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合 (全2事業所)	50% (1事業所)
【目標】令和5(2023)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合 (全2事業所)	100% (2事業所)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度
	令和4(2022)年度

### ④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 【達成状況：×】

- 新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受けて、当事者向け・企業向け合同セミナーが縮小開催となり、講演会をWeb配信により実施しました。
- 令和3（2021）年度の実績は15人、令和4（2022）年度は19人となっています。

項目	数値等
令和元(2019)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	27人
【目標】令和5(2023)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	29人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度
	令和4(2022)年度

## （4）障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置数 【達成状況：○】

- 平成30（2018）年に子ども発達支援センター ゆりのきが設置されています。
- 利用者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度の児童発達支援の利用者は在籍者27人、延べ903人となっています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の設置箇所数	1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数	1カ所 (設置済み)
第2期計画(実績)	令和3(2021)年度
	令和4(2022)年度

## ② 保育所等訪問支援を利用できる体制 【達成状況：○】

- ・平成27（2015）年度より体制が整備されています。
- ・令和4（2022）年度の保育所等訪問支援の実績は、利用者39人、延べ訪問回数64回となっています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み
【目標】令和5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み
第6期計画(実績)	
令和3(2021)年度	整備済み
令和4(2022)年度	整備済み

## ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 【達成状況：○】

- ・子ども発達支援センターの児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が親子で通所するクラスが提供されています。
- ・令和4（2022）年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の実績は、在籍3人、延べ76人となっています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所（確保済み）
第6期計画(実績)	
令和3(2021)年度	1事業所（確保済み）
令和4(2022)年度	1事業所（確保済み）

## ④ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

### 【達成状況：○】

- ・令和元（2019）年度に重症心身障害児（医療的ケア児含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所が1事業所確保されています。
- ・利用回数、障害特性や体調維持など多様な要望への対応が求められています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所（確保済み）
第6期計画(実績)	
令和3(2021)年度	1事業所（確保済み）
令和4(2022)年度	1事業所（確保済み）

## ⑤ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 【達成状況：○】

- ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場として、平成30（2018）年度から医療的ケア児等支援連携部会が設置されています。
- ・また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置についても、平成30（2018）年度から医療的ケア児コーディネーターが子ども発達支援センター ゆりのきに配置されています。
- ・令和3（2021）年度から基幹相談支援センター及び福祉センターにも配置されております。

項目	数値等
令和元（2019）年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
【目標】令和5（2023）年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
第6期計画（実績）	令和3（2021）年度 令和4（2022）年度
令和元（2019）年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み
【目標】令和5（2023）年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み
第6期計画（実績）	令和3（2021）年度 令和4（2022）年度

## （5）相談支援体制の充実・強化等

### ① 相談支援体制の充実・強化等 【達成状況：○】

- ・基幹相談支援センターが中心となり、事業所との連携強化を図るため、連絡会や研修会のほか事例検討会を実施しました。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対策として一部オンライン会議による、地域の相談支援に関わる事業者職員のスキルアップおよび事業所間の連携強化を図りました。

項目	数値等
令和元（2019）年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和5（2023）年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
第6期計画（実績）	令和3（2021）年度 令和4（2022）年度

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ① 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【達成状況：○】

- 事業者連絡会の開催や集団指導、実地指導の実施により質の向上を目指す取組が行われています。
- また、給付の適正化については、新基準にも対応したシステムが導入・運用されています。
- 研修では、事業所内で工夫をして参加できるよう体制を整え、その他の必要な研修についても、基幹相談支援センターが行う内容にも一部盛り込めるよう努めます。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	有
【目標】令和5(2023)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	有
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度 令和4(2022)年度
	有 有

### 1

## 地域で暮らし続けるための仕組みづくり

### (1) 相談支援体制

本区では、近年の人口増加に伴い、障害者等は増加傾向となっており、ニーズの多様化とともに、障害福祉サービスだけでは支援が困難な、家族の高齢化や生活困窮など複合的な課題を抱えるケースが増えています。こうした課題の解決に向けて、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し支援する包括的な相談支援体制の構築が重要です。

実態調査結果によると、本区の相談支援機関の認知度・利用状況は、知的障害者では比較的高いものの、いずれの障害者も「知らない」の割合が多く、相談窓口等への希望は「相談・支援の窓口が身近にあること」、「わかりやすい情報提供」の割合が多くなっています。そのことから、さまざまな工夫を図りながら、区の相談支援機関の周知により一層取り組むとともに、一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスを提供するため、本区の相談支援において中核的な役割を担う基幹相談支援センターが中心となり、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」や子ども発達支援センター、相談支援事業所間の連携強化による相談支援体制の充実、相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

### (2) 生活を支えるサービスの充実

#### ① サービス提供体制と情報提供・発信

本区では、コロナ禍においても障害者等の地域の中での日常生活を支えるため、必要とする障害福祉サービス等を提供し、多様化するニーズを踏まえて各種事業の充実に努めてきました。今後も障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るとともに、障害特性や一人一人のニーズの把握に努め、適切な障害福祉サービスを提供していく必要があります。

実態調査結果によると、福祉サービス等の情報入手先は、いずれの障害者等も「区のおしらせ」が最も多くなっています。一方で、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、「サービスに関する情報が少ない」や「利用方法がわかりづらい」の割合が高

くなっており、障害者（児）にそれぞれに合ったサービスが提供できるよう、障害特性に配慮したサービスに関する情報提供に取り組む必要があります。

また、障害者・難病患者の実態調査結果によると、40歳以上の方では約4人に1人、知的障害者および精神障害者等では約7人に1人が介護保険サービスを利用しておらず、高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な利用促進が必要です。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に第5類感染症へ移行しましたが、新たな感染症の流行に備えたサービスの提供体制の確保に努める必要があります。

## ② 重度障害者等の支援

本区では、福祉センターの生活介護にて、重度障害者の通所事業をはじめ、高次脳機能障害者とその家族の交流会や個別相談等の支援事業等を実施しています。

令和5（2023）年4月1日時点の身体障害者手帳交付者のうち「1級」と「2級」の割合の合計は4割半ば、愛の手帳交付者のうち「1度」、「2度」の割合の合計は2割後半となっており、実態調査の結果では、高次脳機能障害の診断を「受けている」割合は1割未満となっています。

引き続き、通所事業利用者の障害の特性や重度化に対応した適切な支援を提供できるよう、活動スペースの拡充や職員のスキルアップなど受け入れ体制の強化を図るとともに、医療機関との連携を図りながら高次脳機能障害者の症状や理解促進、ニーズの把握に努めていく必要があります。

また、国の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標において、強度行動障害者への支援体制の整備が求められています。

## （3）育ちを支えるサービス等の充実

本区の0歳から14歳の年少人口は増加傾向にあるとともに18歳未満の手帳交付者数も増加がみられ、また子ども発達支援センターが実施することの発達相談の件数も増加傾向にあります。

「子ども発達支援センター ゆりのき」は、本区の療育拠点として、児童発達支援など、育ちに支援を必要とする子どもを支援する各種事業を展開するとともに、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、日常的に医療的ケアを必要とする子どもとその家族が安心して地域で過ごせるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

実態調査結果によると、サービスを利用している子どものうち約4人に1人が支給量

不足を感じており、「放課後等ディサービス」や「児童発達支援」などの通所系のニーズが多くなっています。医療的ケアを必要とする子どもでは、約3人に1人が、サービス・支援の支給量に不足を感じています。

また、福祉サービス・支援を利用していない理由では、定員に空きがないこと、希望する事業者・施設がないことが1割台、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、条件が合わずサービス・支援を使えていない人が2割台となっています。

引き続き、施設の再編整備の機会を捉え、子ども発達支援センターの機能強化を図るとともに、事業所への支援を通じて子どもの発達相談、障害児通所支援の充実に取り組む必要があります。

さらに、関係機関の連携を一層進めながら重症心身障害児、医療的ケア児への支援体制についても強化する必要があります。

#### (4) 安心して住み続けるための支援の充実

---

本区では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、区内のグループホームの開設・運営に対する助成を行うとともに、基幹相談支援センター、障害者入所施設や障害福祉サービス事業所等が連携・協力する場となる地域生活支援拠点登録事業所連絡会等を通じて、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の強化・推進に取り組んでいます。また、令和6年度には月島三丁目において、地域生活支援拠点等の機能を備えたグループホームの開設を予定しています。

そのほか、長期入院している精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け協議を進めるとともに、医療機関や施設から地域生活に移行する障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」、保健・医療・福祉の関係機関や事業者等の連携を強化し、支援体制の充実を図る必要があります。

実態調査結果によると、将来の不安として「住宅の確保」が、身体障害者・難病では1割弱、精神障害者等では2割弱となっているほか、今後の暮らしの希望では、知的障害者の4割弱が「入所施設」「グループホーム」を希望しており、今後も居住支援の取組を推進する必要があります。

## (5) サービスの質の確保・向上

本区では、障害者手帳交付者数が増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス等の需要の拡大が見込まれます。これまで、区では利用者が質の高いサービスを選択できるよう、サービス提供事業者に対して、計画的に実地指導検査を実施するとともに、助成制度を活用した福祉サービス第三者評価の受審促進に取り組んできました。また、基幹相談支援センターによるネットワークづくりを通じて、サービス提供事業者間および相談支援事業所間の連携強化に向けて支援を行ってきました。

実態調査結果によると、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、サービスの質に不満がある人が、いずれの障害も1割未満（2～4%）でした。

引き続き、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けて、利用者のニーズの把握に努めるとともに、基幹相談支援センターが主催する連絡会、事例検討会、権利擁護に関する講演会、就労支援センターが運営するネットワーク会議やセミナーなどを通じて、サービス提供事業所および相談支援事業所の職員のスキルアップを図るとともに、事業者間の連携強化に取り組む必要があります。

## 2

# 個性豊かに輝ける環境づくり

## (1) 就労支援の充実

本区では、障害者就労支援センターに「地域開拓」、「就労支援」、「生活支援」の各専任コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供し、関係機関や就労支援事業所と連携を図りながら障害者の就労支援を推進しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、一般就労への移行が十分に進んでいない状況もあります。

国においては、就労アセスメントを通じて希望する働き方や支援を行う「就労選択支援」が創設されるほか、障害者雇用率の段階的な引き上げが予定され、障害者雇用促進法に基づき、雇入れに必要な一連の雇用管理に対する相談援助の助成金が創設される予定です。

実態調査結果によると、福祉的就労も含めた65歳未満の就労している割合は、身体障害者・難病患者は7割、知的障害者は6割、精神障害者等は6割弱となっています。一方、就労していない人の就労希望（「働きたい」又は「自分にあった仕事があれば働きたい」）は、身体障害者・難病患者は3割弱、知的障害者は4割、精神障害者等は5割弱となっています。また、障害者が働くために必要な環境として、いずれの障害者も「健康状態にあわせた働き方ができること」、「一人一人にあった仕事や働く場が作られること」が多くなっています。

このため、引き続き関係機関や就労支援事業所間の連携を強化しながら、障害特性や就労ニーズ等を踏まえた就労支援の充実に取り組む必要があります。また、新たな就労の場を確保、職場での障害特性に応じた配慮の必要性について、事業者への啓発・働きかけを進めていく必要があります。

## (2) 多様な活動の機会確保や参加の支援

本区では「中央区文化振興プラン」や「中央区スポーツ推進ビジョン」等に基づき、「かえて学級」での生涯学習や障害者スポーツ体験会等の障害特性に配慮した多様な活動への障害者等の参加支援・促進に取り組んでいます。

実態調査結果によると、文化・芸術・余暇活動の参加意向については、いずれの障害者も「買物、映画、コンサートなど」や「旅行」のほか、「美術館、博物館めぐり」などが多くなっています。一方で、外出の妨げでは道路の段差や階段、トイレの不安のほ

か「新型コロナウイルス感染症の感染不安」が、いずれの障害も多くなっています。

引き続き、障害者の社会参加や文化芸術、生涯学習、スポーツなどの多様な活動に参加する機会を充実するとともに、障害の有無や障害特性にかかわらず、だれもが参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

### (3) 育ちのサポートシステムの推進

本区では、「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を活用しながら、保健・福祉・教育等の関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」の推進が求められています。

また、保健所・保健センターが実施する乳幼児健診に子ども発達支援センターの職員を派遣する「ゆりのき連携発達相談」や、相談員による区内の保育所、認定こども園等への巡回相談などを通じ、支援の必要な子どもの早期発見・早期療育に努めていくことが重要です。

実態調査結果によると、子どもの発達や育ちで不安や疑問を感じた経験は、就学前が8割台となっており、発達に関する診断を受けた子どもは6割台となっています。切れ目のない一貫した支援を「必要と思う・進めてほしい」人は8割台半ばと高く、育ちのサポートカルテを活用している人は2割台ではありますが、徐々に増えてきている状況です。

引き続き、子ども発達支援センターを中心とした支援体制の充実を図っていくとともに、育ちのサポートカルテが保護者にとって利用しやすいツールとして理解が広がるよう、保健・福祉・教育コーディネーターが主軸となって、関係機関の連携のもと、育ちのサポートシステムを推進していく必要があります。

### 3

## だれもが共に暮らせるまちづくり

### (1) 障害者の権利擁護と虐待防止

---

本区では、障害者が尊厳と権利を守られ安心して生活できるよう、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携して成年後見制度や権利擁護支援事業を推進し、本計画と中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含する成年後見制度利用促進計画として位置付けて取組を推進しています。また、虐待防止については、24時間365日対応可能な「虐待通報・相談窓口」を設置し、保健・医療・福祉・警察等の関係機関が連携を図りながら早期発見と発生時の適切な対応に取り組んでいます。

国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4～8年度）を策定しているほか、令和3（2021）年度の報酬改定に伴う障害福祉サービス事業者における障害者虐待防止のさらなる推進として、従業者への研修実施等が義務化されました。

実態調査結果によると、成年後見制度や法人後見の利用意向は1～2割程度で、特に知的障害者での利用意向が多くなっています。

また、「虐待通報・相談窓口」の認知状況については、知的障害者で2割弱、身体障害者・難病患者と精神障害者等が1割台にとどまっています。

このため、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」も見据え、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」との連携強化を図りながら成年後見制度と権利擁護支援事業の普及啓発や、法人後見実施に向けた検討などの体制の充実に取り組む必要があります。

また、虐待防止の重要性、「虐待通報・相談窓口」について広く普及啓発を図るとともに、実地指導検査を通じて障害福祉サービス事業者への虐待防止について助言・指導を行っていく必要があります。

## (2) 心のバリアフリーの推進

本区では、共生社会の実現に向けて、障害を理由とする不当な差別の解消を推進する規定を整備し、差別の事例や「合理的配慮」の好事例などの情報共有に努め、区の事務事業での障害者差別の解消に取り組むとともに、障害と障害者に対する理解を促進するため、広く講習・講座など区民等への啓発事業や「健康福祉まつり」をはじめとした交流事業などの取組を推進しています。

また、令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、令和4（2022）年9月には「東京都手話言語条例」が施行されるなど、障害のある方の意思疎通手段の拡充および情報保障の動きが加速しています。本区では、この流れを受け「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」を制定し、令和5（2023）年4月1日に施行しました。

実態調査結果によると、障害や障害者、難病や難病患者に対して区民に「理解されている」と感じている割合は、身体障害者・難病患者で3割台、知的障害者で4割弱、精神障害者等で2割台にとどまり、「差別を感じたことがある」は、それぞれ2割弱、6割、3割台と高い割合となっています。また、障害者差別の解消を推進するために必要なことでは、いずれの障害も「学校や生涯学習などで障害や難病に関しての教育を行うこと」が多くなっています。

差別や偏見のない地域の中での共生社会の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場・機会で「心のバリアフリー」を広げていく取組を一層推進していくとともに、障害特性に応じた意思疎通手段の利用および手話言語の理解を促進していく必要があります。

### (3) 安全・安心なまちづくりの推進

---

本区では、災害時に高齢者や障害者等の要配慮者に対し適切な支援が行われるよう、「災害時地域たすけあい名簿」を防災区民組織や民生・児童委員等の避難支援関係者に提供するとともに、関係機関や事業者と連携しながら福祉避難所の開設・運営訓練を実施しています。

また、「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、公共的施設等のバリアフリー化や各種広報の情報バリアフリー化など、総合的な施策を推進しています。

実態調査によると、災害時の不安なことでは、いずれの障害も「避難する時に適切に行動や移動ができるか」が最も多いほか、障害の種別により違いがみられますが「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか」、「必要な医療的ケアを受けることができるか」が多くなっています。また、災害時地域たすけあい名簿を知らない人は、身体障害者・難病患者では3割弱、知的障害者では1割、精神障害者等では4割弱と、障害による差がみられます。

このため、災害時に自力で避難することが困難な障害者等の支援については、「災害時地域たすけあい名簿」の活用や「個別避難計画」の作成に取り組むとともに、障害特性に配慮した情報発信、避難所（防災拠点）や福祉避難所での支援体制の充実に取り組む必要があります。

さらに、障害の有無にかかわらず、だれもが地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう、公共施設や公共空間等でのバリアフリー化を推進するとともに、障害特性に配慮した情報提供や情報アクセシビリティーを強化する必要があります。